

**第3期大阪狭山市
子ども・子育て支援事業計画
(さやまっ子のびのびプラン)
素案**

**令和7年3月
大阪狭山市**



はじめに

本市では、一人ひとりの子どもの健やかな成長と子育て家庭が安心して子育てに取り組める社会の実現に向け、「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」を基本理念として、平成 27 年 3 月に「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」を策定し、これまで様々な子育て支援事業を進めてまいりました。

令和 2 年（2020 年）3 月に策定した第 2 期計画では、妊娠・出産期から支援する出産・子育て応援事業や産後ケア事業をはじめ、子ども医療費助成の対象年齢の拡充やこども家庭センターの開設、段階的な学校給食費の無償化などに取り組んできたところです。

また、国においては子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を総合的に保障するため令和 5 年（2023 年）4 月に「こども基本法」を制定し、子どもの視点に立ち、その最善の利益を第一に考えた取組みや施策を社会の真ん中に見据える「こどもまんなか社会」の実現をめざすこととされました。

本市では、この「こどもまんなか社会」の実現をめざすとともに、子どもの人権尊重や児童虐待の防止、子育てについて学び、交流することができる場の充実、多様化する保育ニーズへの対応や地域一体となって子育てを支援するというこれまでの考え方を継承した「第 3 期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。

本計画では、本市のすべての子ども一人ひとりが大切に尊重され、等しく健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる環境づくりを進めるとともに、幼児保育・教育や地域子ども・子育て支援事業のさらなる充実、子どもの貧困対策や教育環境の整備など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援をさらに推進してまいります。

結びに、本計画策定にあたりご尽力をいただきました大阪狭山市子ども・子育て協議会の委員の皆さまをはじめ、関係団体、市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和 7 年（2025 年）3 月

大阪狭山市長 古川 照人

目次

第1章 子ども・子育て支援事業計画について

1-1 計画策定の趣旨	3
1-2 計画の位置づけ	4
1-3 地域子ども・子育て支援事業について	5
1-4 計画の策定方法	6

第2章 大阪狭山市の子ども・子育てをとりまく状況

2-1 大阪狭山市の人口や子ども・子育てをめぐる状況	11
2-2 子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査の結果からみる現状	16
2-3 子どもの生活に関する実態調査の結果からみる現状	36
2-4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	45

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 基本理念	49
3-2 基本的な視点	50
3-3 基本目標	51
3-4 計画の体系図	52

第4章 子ども・子育て支援に関する施策の展開

4-1 子ども・子育て支援に関する施策	55
基本目標1 子どもが心豊かに育つように	56
基本目標2 楽しく安心して子育てができるように	62
基本目標3 子育てを見守り支え合えるように	71

第5章 教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

5-1 教育・保育施設、地域子育て支援拠点の分布状況	81
5-2 子育て支援に関する量の見込みの推計方法等について	82
5-3 人口推計（推計児童数の算出）	83
5-4 教育・保育事業	84
5-5 地域子ども・子育て支援事業	87

第6章 計画の推進に向けて

6-1 計画の推進に向けた体制等について	105
----------------------------	-----

資料編

1 大阪狭山市子ども・子育て協議会条例	109
2 大阪狭山市子ども・子育て協議会委員名簿	111
3 大阪狭山市子ども・子育て協議会の審議経過	112
4 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画策定経過	113

第1章

子ども・子育て支援事業計画について



1-1 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

わが国では、少子化や核家族化の進行、女性就業率の上昇など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたなか、平成24年にすべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することをめざした「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されました。

大阪狭山市（以下「本市」という。）では「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」を基本理念とした「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」（以下「第1期計画」という。）を平成27年3月に策定し、すべての子どもがのびのびと自分らしく育ち、保護者が安心して子育てに取り組めるまちの実現に向け、様々な事業に取り組んできました。また、第1期計画の進捗状況や課題を整理するとともに、幼児教育・保育の無償化や子どもの貧困対策等についての内容等を盛り込んだ令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とする「第2期計画」では、すべての子どもが安心できる環境のなかで育ち、質の高い教育・保育等の子ども・子育て支援を受けることができるよう様々な事業を進めてきたところです。

こうしたなか、令和5年（2023年）4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せな生活ができる「こどもまんなか社会」を実現するためのこども政策の司令塔として、「こども家庭庁」が発足しました。

本市では、第1期計画及び第2期計画の基本理念を引き継ぎつつ、こうした国の動向も勘案するとともに、貧困対策をはじめとしたSDGsの理念を取り入れ、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、「第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画ではすべての子どもがのびのびと自分らしく育ち、将来への学びを充実させるとともに、地域が一丸となって子どもと子育て家庭を応援し、それぞれの家庭や子どもの状況に応じたきめ細かい支援を推進していきます。



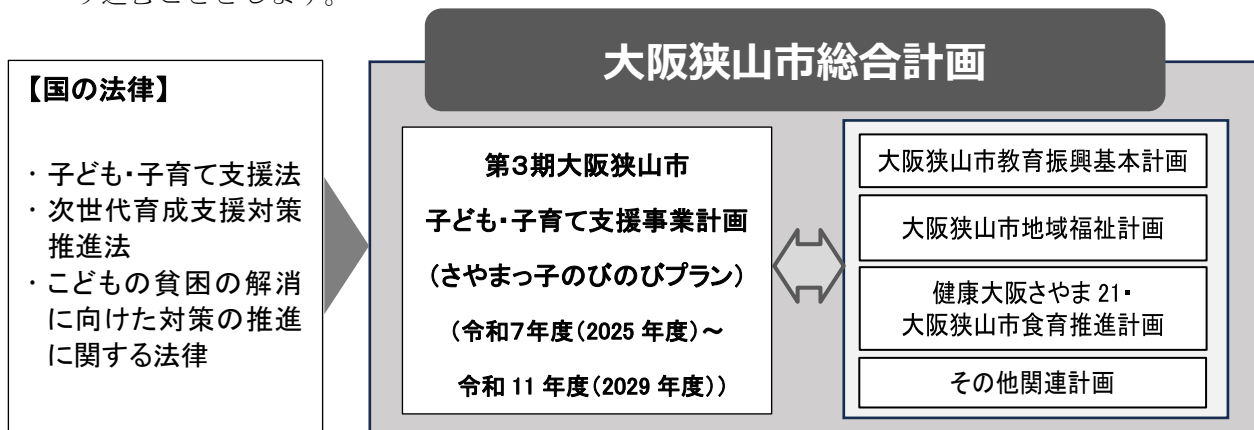
1-2 計画の位置づけ

1. 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）」を踏まえて策定するものです。なお、本計画は就学前児童を対象とした学校教育・保育や子どもの貧困対策を含めた計画とすることから、次世代育成支援対策推進法やこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に関する施策や事業等を包含し、就学児童も含めた子ども・子育てに関する総合的な計画としました。

2. 大阪狭山市における計画の位置づけ

本計画は、本市の市政運営の柱となる「大阪狭山市総合計画」を上位計画とし、「大阪狭山市教育振興基本計画」をはじめ、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図り、策定しています。また、第2期計画の進捗状況等を評価・検証し、引き続き取り組むべき施策を盛り込むこととします。



3. 計画期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を対象とします。

基本指針に基づき、本計画の達成状況の点検や施策等の評価・検証を年度ごとに実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

和暦	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
計画	 第2期 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画 (さやまっ子のびのびプラン)					 第3期 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画 (さやまっ子のびのびプラン) (本計画)				



1-3 地域子ども・子育て支援事業について

1. 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村子ども・子育て支援事業計画に従い、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業のことです。

令和5年（2023年）12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進等の施策が盛り込まれた「加速化プラン」が示されました。

それを着実に実行するため、児童福祉法が改正され、訪問による家事支援や子どもの居場所づくり、親子関係の形成の支援等の事業が新設されました。また、母子保健法の改正により、産後ケア事業が制度化され、児童福祉法の改正による新規事業を含め、これら6つの事業は、子ども・子育て支援法の改正により地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

このことから、地域子ども・子育て支援事業は13事業から19事業となり、本市においても新たな事業に順次取り組んでいくとともに、地域子ども・子育て支援事業のさらなる充実に努めます。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業（時間外保育事業）
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧ 養育支援訪問事業
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児保育事業
- ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

○第3期計画において追加する事業

- ⑭ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑮ 児童育成支援拠点事業
- ⑯ 親子関係形成支援事業
- ⑰ 妊婦等包括相談支援事業（助産師からのほっとアドバイス・伴走型相談支援）
- ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑲ 産後ケア事業



1-4 計画の策定方法

1. 「大阪狭山市子ども・子育て協議会」による審議

「大阪狭山市子ども・子育て協議会」は、公募による市民、子どもの保護者、学識経験者のほか、児童の健全育成を目的とする団体の代表、保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援事業の関係者で構成しています。協議会での審議では、地域の実情にあった子育て支援施策が展開できるよう、本計画に関する議論を重ねました。

2. 「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部」による審議

「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部」は、市長を本部長として福祉・保健・医療・教育・生活など全庁的な体制の下に構成しています。各分野の状況などを踏まえ、本計画の策定を進めました。

3. ニーズ調査の実施

(1) 子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査

本計画の策定にあたって、就学前児童（0～5歳児）の保護者及び就学児童（小学1～6年生）の保護者に対し、「子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査」（以下「令和5年度調査」という。）を実施しました。

令和5年度調査の結果は、子育て支援施策の方向性を検討するための基礎資料として活用するとともに、本市における教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の算出のために活用しています。

○アンケート調査の概要

調査の種類	調査の対象(母集団) ※無作為抽出	調査期間	実施方法
就学前児童用	市内の就学前児童 (0～5歳児)の保護者	令和6年(2024年) 2月22日～3月14日	【配布】 郵送 【回収】 郵送
就学児童用	市内の小学生児童 (小学1～6年生)の保護者		

○アンケート調査の配付・回答状況

調査の対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,000 票	442 票	44.2%
就学児童の保護者	1,000 票	443 票	44.3%



(2) 子どもの生活に関する実態調査

市内公立小・中学校に在籍する小学5年生の子ども及びその保護者、中学2年生の子ども及びその保護者に対し、「大阪狭山市子どもの生活に関する実態調査」（以下「令和5年度実態調査」という。）を大阪府及び府内17市町と共同で実施しました。

○アンケート調査の概要

調査の種類	調査の対象(母集団) ※無作為抽出	調査期間	実施方法
小学生用	小学5年生の子ども及び その保護者	令和5年(2023年) 8月29日～9月15日	【配布】 各学校を通じて調査票を 配布 【回収】 Webまたは学校に提出 (児童は主にタブレット)
中学生用	中学2年生の子ども及び その保護者		

○アンケート調査の回収状況・配付

調査の対象	配布数	回収数	回収率
小学5年生	528 世帯	497 票	94.1%
小学5年生の保護者		406 票	76.9%
中学2年生	531 世帯	380 票	71.6%
中学2年生の保護者		306 票	57.6%
学年不明	—	51 票	—

4. パブリックコメントの実施

計画案の趣旨や内容等を公表したパブリックコメントを実施し、市民の意見聴取に努めました。

①意見の募集期間

令和7年(2025年)1月9日(木)～令和7年(2025年)1月30日(木)

②公表方法

市ホームページ、情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市民活動支援センター、市立公民館、図書館、社会教育センター、総合体育館、さやま荘、郷土資料館、こども家庭支援グループ、ぽっぽえん、UPっぷ、子育てひろば“くみのき”（旧くみの木幼稚園）での閲覧

③意見の募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、申込フォーム、こども家庭支援グループへ直接

第2章

大阪狭山市の子ども・子育てをとりまく状況

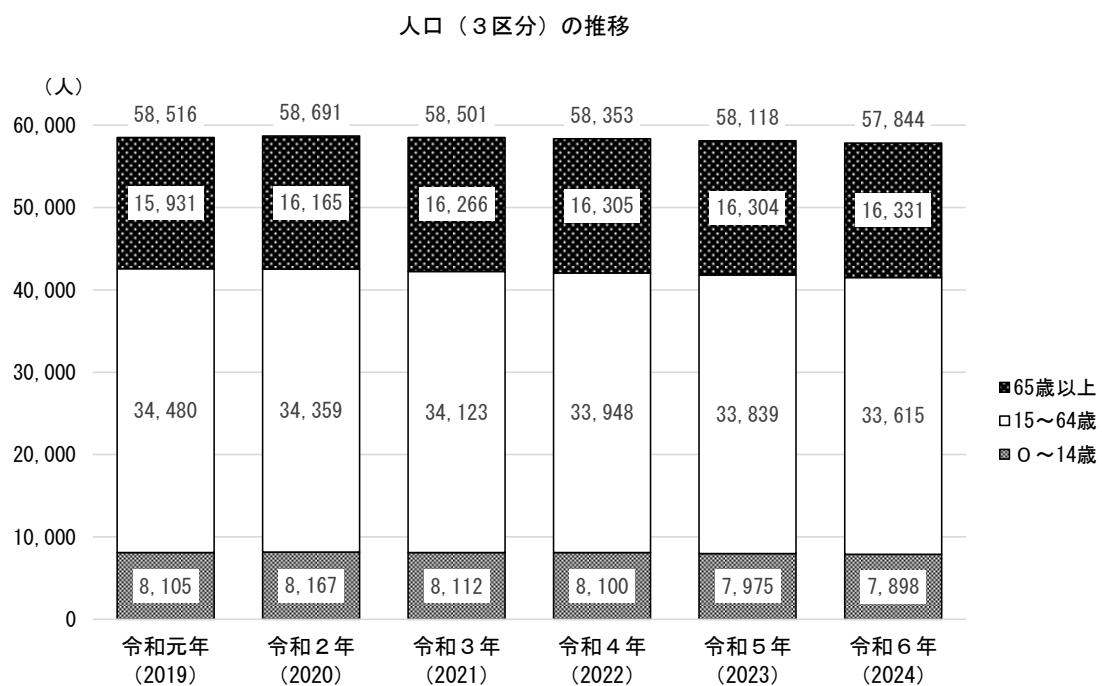


2-1 大阪狭山市の人口や子ども・子育てをめぐる状況

1. 人口の動向

(1) 人口（3区分）の推移

本市の人口を年齢3区分別にみると、65歳以上の人口は増加傾向にある一方で、0～14歳の人口、15～64歳の人口は減少傾向にあり、総人口は令和2年（2020年）をピークに減少に転じています。



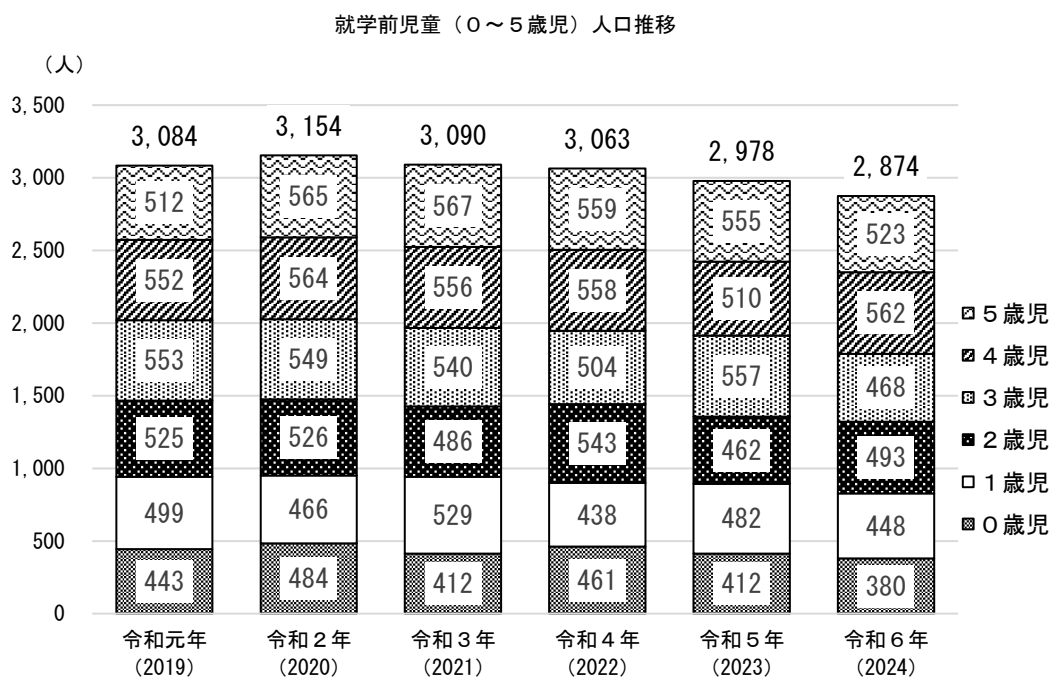
資料：大阪狭山市「住民基本台帳」各年3月31日現在



(2) 児童人口の推移

①就学前児童（0～5歳児）の人口の推移

就学前児童（0～5歳児）の人口は、年齢階級により増減があるものの、全体では令和2年（2020年）をピークに減少に転じています。

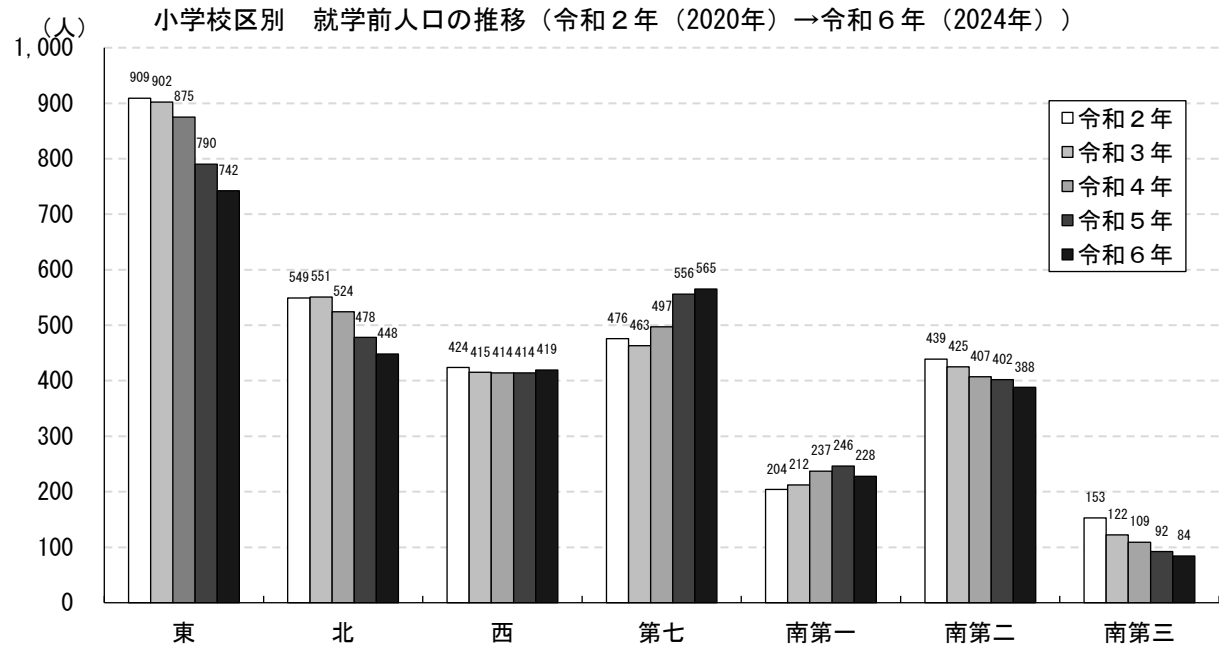


資料：大阪狭山市「住民基本台帳」各年3月31日現在



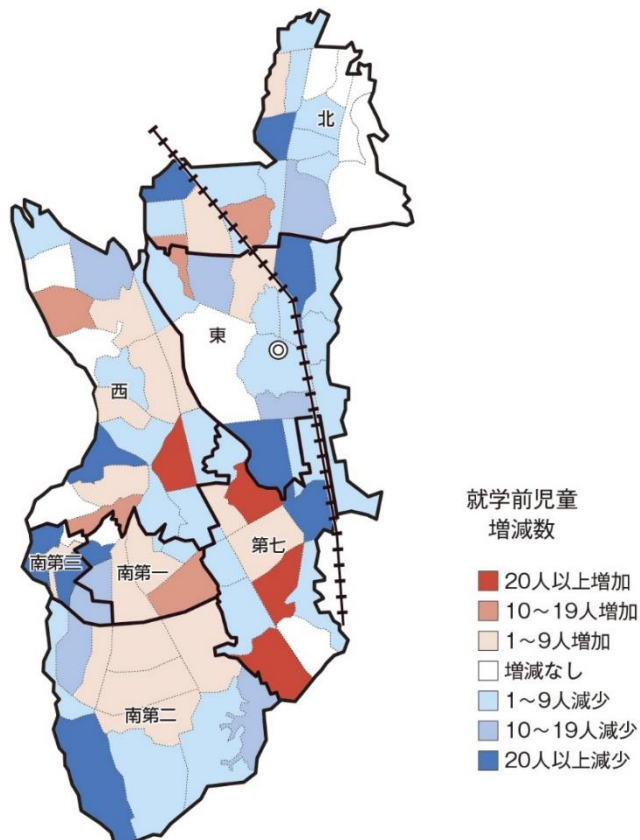
②校区別の人口推移

就学前児童（0～5歳児）の小学校区別の人口推移をみると、第七小学校区では増加しており、東、北、南第二、南第三小学校区では減少しています。



資料：大阪狭山市「住民基本台帳人口」各年3月31日現在

地区別 就学前人口の推移（令和2年（2020年）→令和6年（2024年））

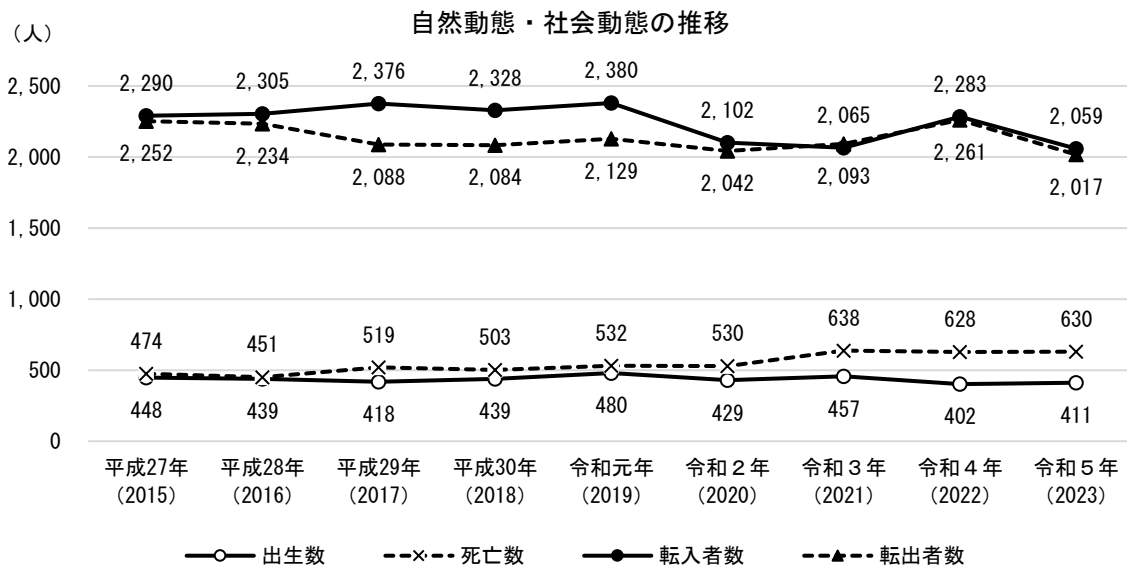




(3) 自然動態・社会動態の推移

自然動態（出生数、死亡数）の推移をみると、出生数は横ばいで推移していますが、死亡数は平成 27 年を境に増加傾向にあります。

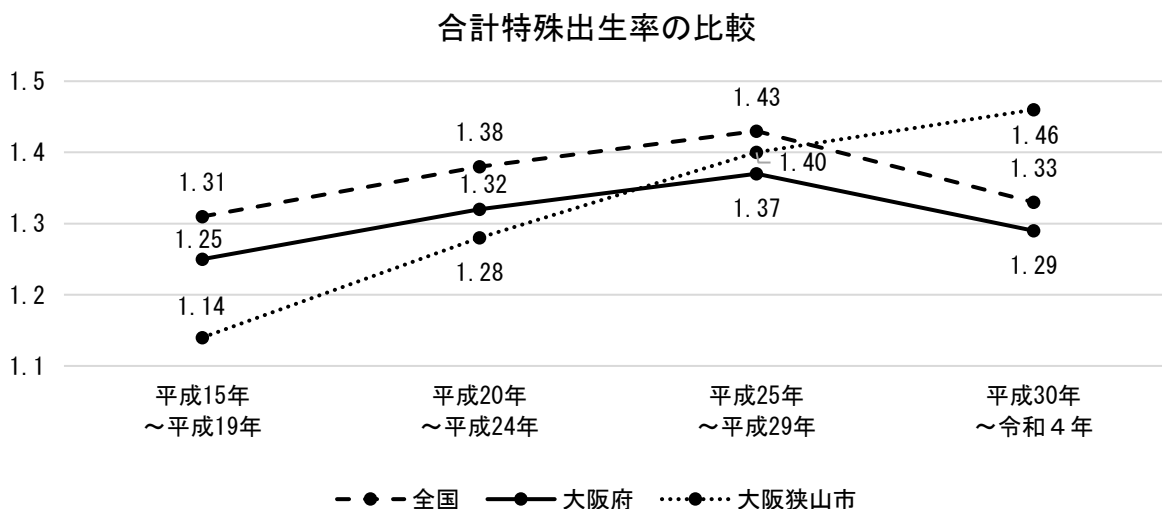
社会動態（転入者数、転出者数）の推移をみると、平成 29 年以降は転入者が転出者を大きく上回る社会増となっていました。令和 2 年（2020 年）以降は転入者数、転出者数の差はほとんどなく増減を繰り返している状況です。



資料：大阪狭山市「住民基本台帳」各年12月31日現在

(4) 合計特殊出生率の比較

合計特殊出生率（一人の女性（15 歳～49 歳）が一生の間に産む子どもの平均人数）は、全国や大阪府の数値が平成 25 年から平成 29 年を境に下降に転じたのに対し、本市は上昇を続けています。

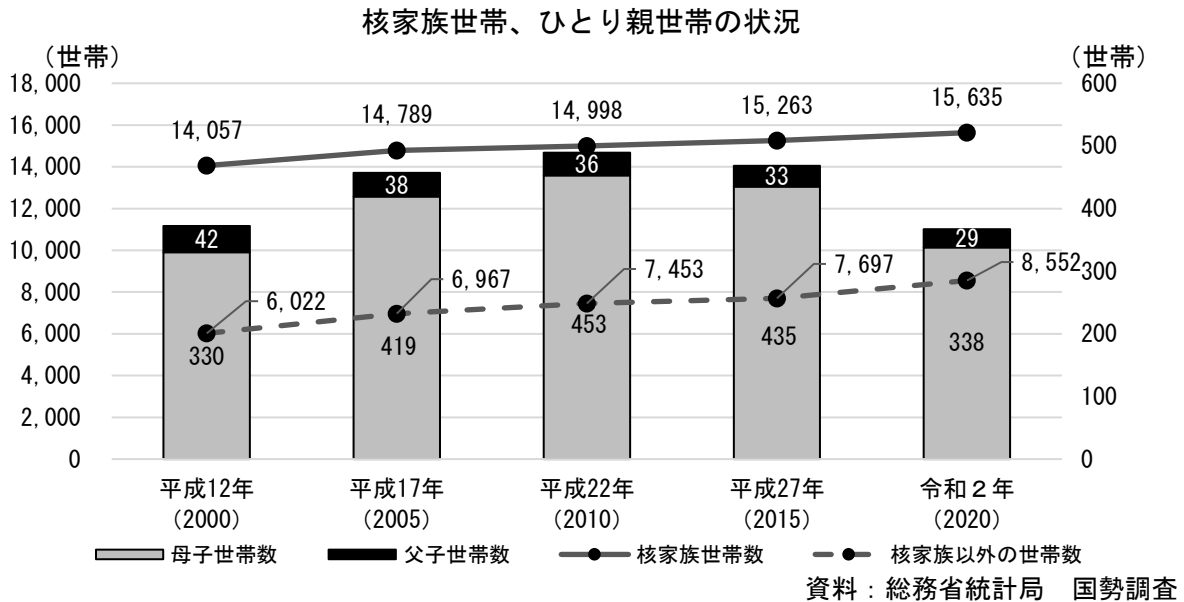


資料：厚生労働省人口動態統計特殊報告



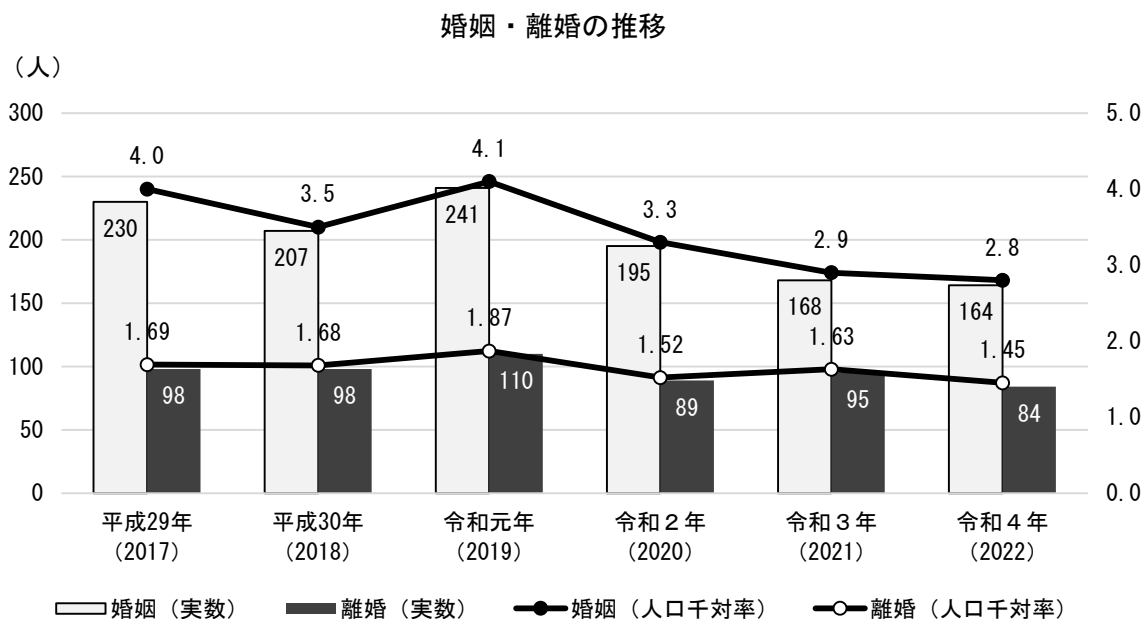
2. 核家族世帯、ひとり親世帯の状況

核家族世帯数は年々増加傾向にあります。また、ひとり親世帯数については、父子世帯数はほぼ横ばいとなっていますが、平成22年をピークに母子世帯数は減少に転じており、全体の世帯数も同様に減少に転じています。



3. 婚姻・離婚の推移

婚姻・離婚の推移をみると、「婚姻件数」は令和元年（2019年）をピークに減少しています。「離婚件数」については、増減を繰り返しており、横ばいの状況です。





2-2子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査の結果からみる現状

本市では、本計画策定に向けて、子ども・子育てに関する意識や施策に対する意向等を把握するため、就学前児童及び就学児童の保護者を対象とする「令和5年度調査」を実施しました。なお、第2期計画の策定時にも同様の調査（以下「平成30年度調査」という。）を実施しており、必要に応じて経年比較を行い、意識の変化や意向等を把握しました。

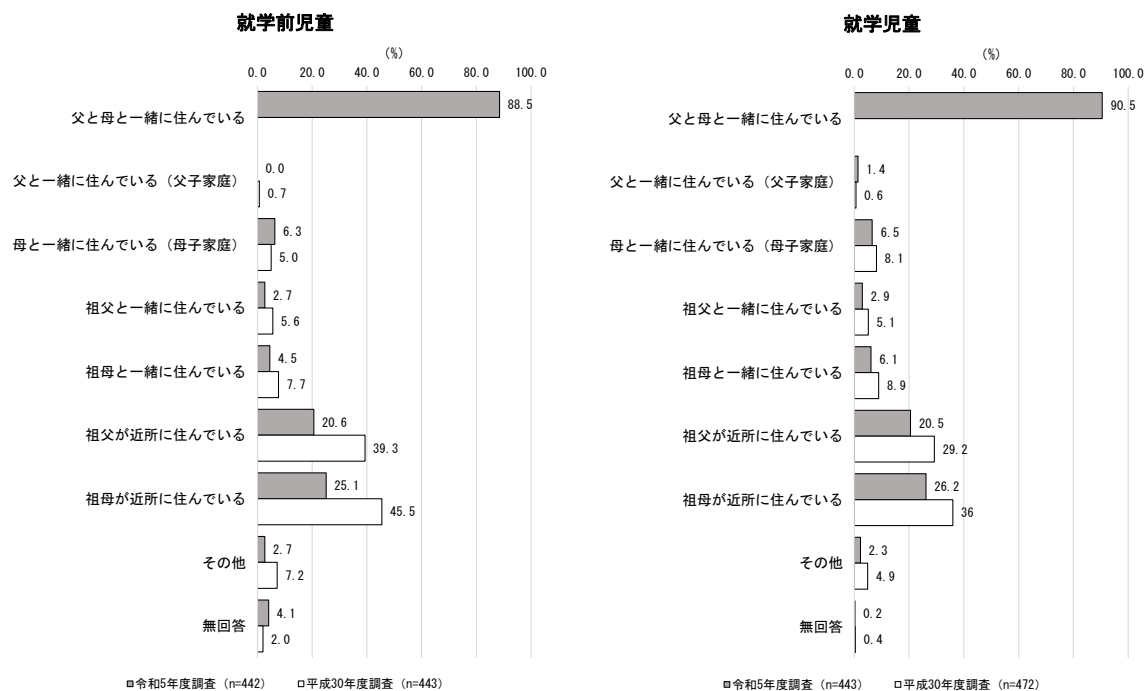
1. 子育ての環境について

(1) 子どもと一緒に住んでいる人や祖父母の住まいの状況

子どもと一緒に住んでいる人の状況をみると、就学前児童・就学児童ともに「父と母と一緒に住んでいる」（88.5%、90.5%）が最も高くなっています。平成30年度調査と比較すると「祖父と一緒に住んでいる」（2.7%、2.9%）、「祖母と一緒に住んでいる」（4.5%、6.1%）のいずれも減少しているため、核家族化が進んでいることがわかります。

また、祖父母との近居の状況をみると、就学前児童・就学児童ともに「祖父が近所に住んでいる」（20.6%、20.5%）、「祖母が近所に住んでいる」（25.1%、26.2%）となっており、平成30年度調査からいずれも減少しています。

子どもと一緒に住んでいる人や祖父母の住まいの状況



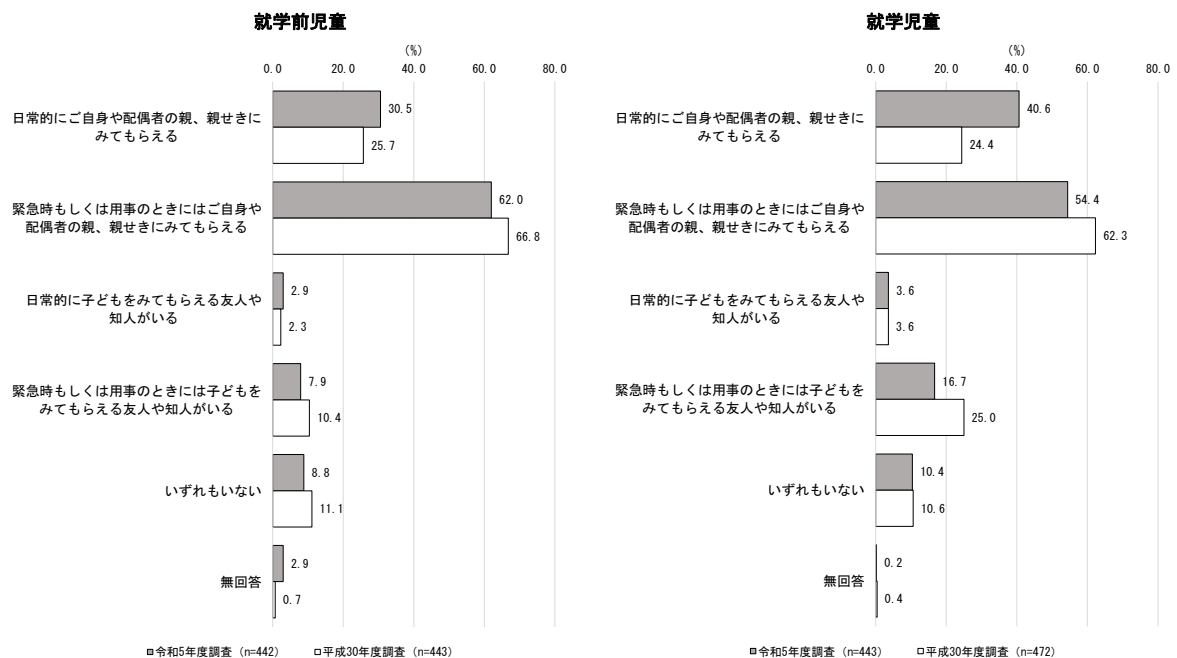


(2) 親族・知人等協力者の状況

子育てに対する親族・知人等協力者の状況については、就学前児童・就学児童ともに「緊急時もしくは用事のあるときには、ご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」(62.0%、54.4%)、「日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」(30.5%、40.6%)となっており、親族の協力者が多い状況ですが、平成30年度調査と比較すると緊急時における親族の協力者が減っている状況です。

協力者が「いずれもない」と答えた割合は、就学前児童で8.8%、就学児童で10.4%となっており、平成30年度調査時と同様、おおむね10%程度の方が親族・知人等の協力者がいない状況です。

親族・知人等協力者の状況





2. 子育てに対する意識

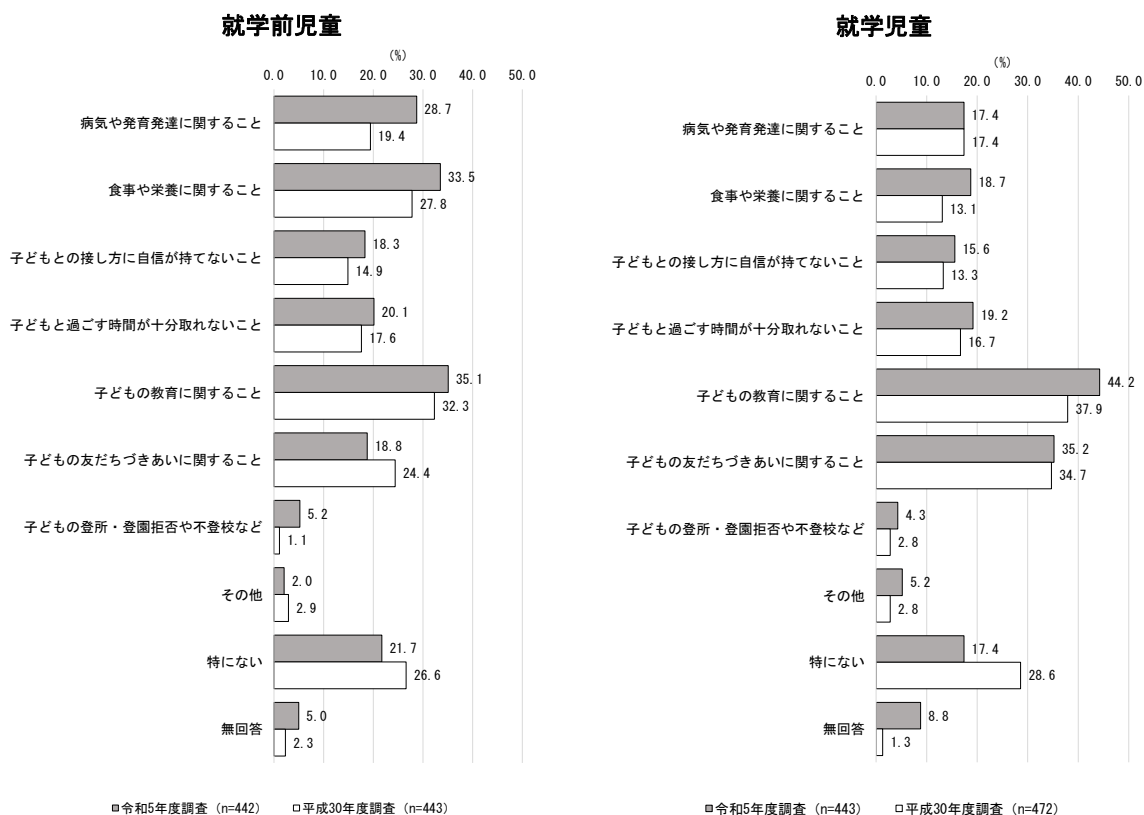
(1) 子育てに関して日ごろ悩んでいること・気になること

① 子どもに関すること

子育てに関して日ごろ悩んでいること・気になることのうち、「子どもに関すること」では、就学前児童・就学児童ともに「子どもの教育に関すること」(35.1%、44.2%)が最も高く、次いで就学前児童では「食事や栄養に関すること」(33.5%)、就学児童では「子どもの友だちづきあいに関すること」(35.2%)となっています。

平成30年度調査と比較して特に増加している項目は、就学前児童で「病気や発育発達に関すること」(19.4%から28.7%へ)、「食事や栄養に関すること」(27.8%から33.5%へ)で、就学児童では、「食事や栄養に関すること」(13.1%から18.7%へ)、「子どもの教育に関すること」(37.9%から44.2%へ)となっています。また、「子どもの登所・登園拒否や不登校など」は、就学前児童(1.1%から5.2%へ)、就学児童(2.8%から4.3%へ)でともに増えています。

子育てに関して日ごろ悩んでいること・気になること（子どもに関すること）





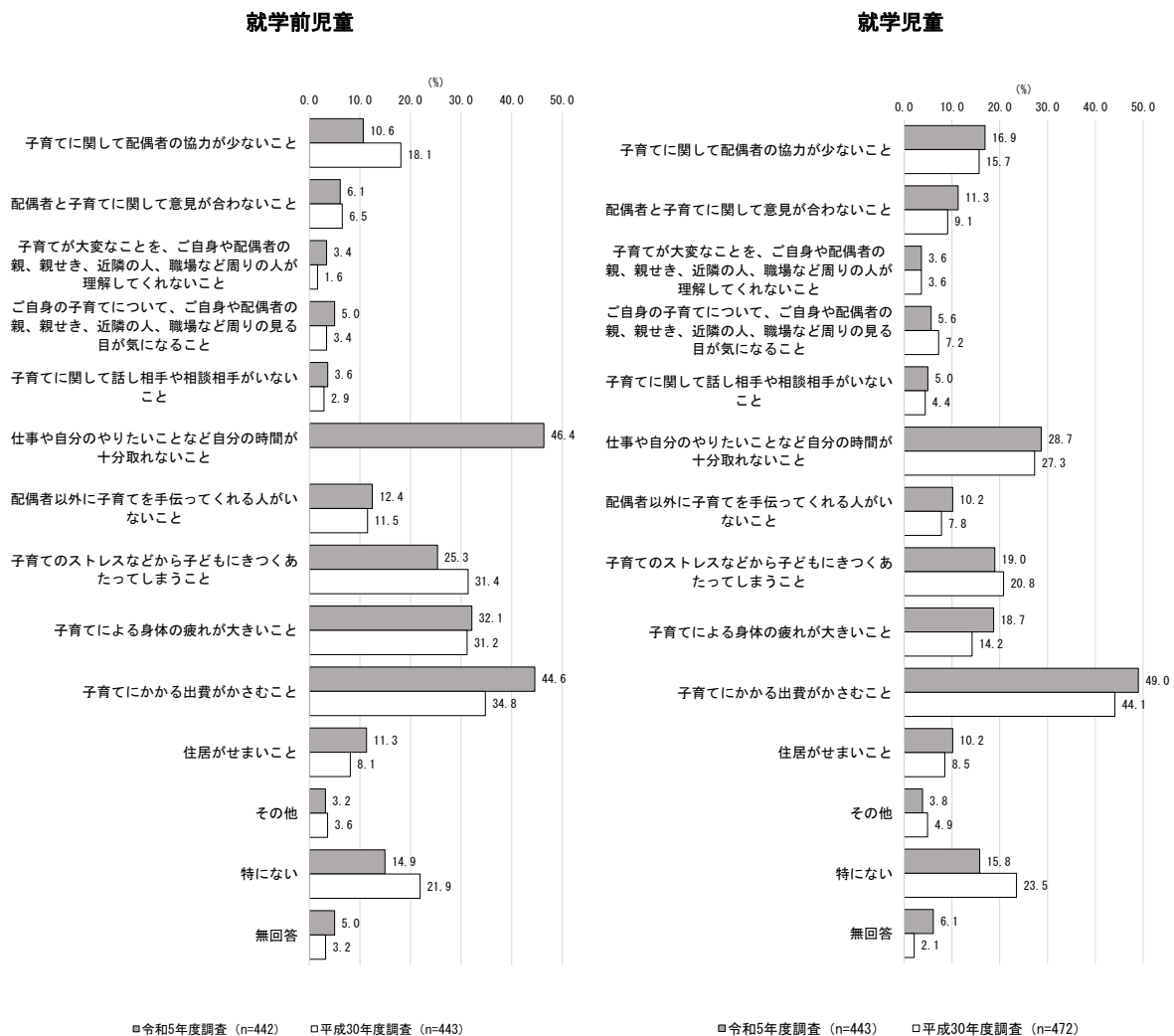
②自身に関すること

子育てに関して日ごろ悩んでいること・気になることのうち、「自身に関すること」では、就学前児童について、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が46.4%と最も多く、「子育てにかかる出費がかさむこと」が44.6%と続いています。

就学児童については、「子育てにかかる出費がかさむこと」が49.0%と最も多く、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が28.7%と続いています。

平成30年度調査結果と比べて、「子育てにかかる出費がかさむこと」が就学前児童（34.8%から44.6%へ）、就学児童（44.1%から49.0%へ）でともに増加しています。

子育てに関して日ごろ悩んでいること・気になること（自身に関すること）





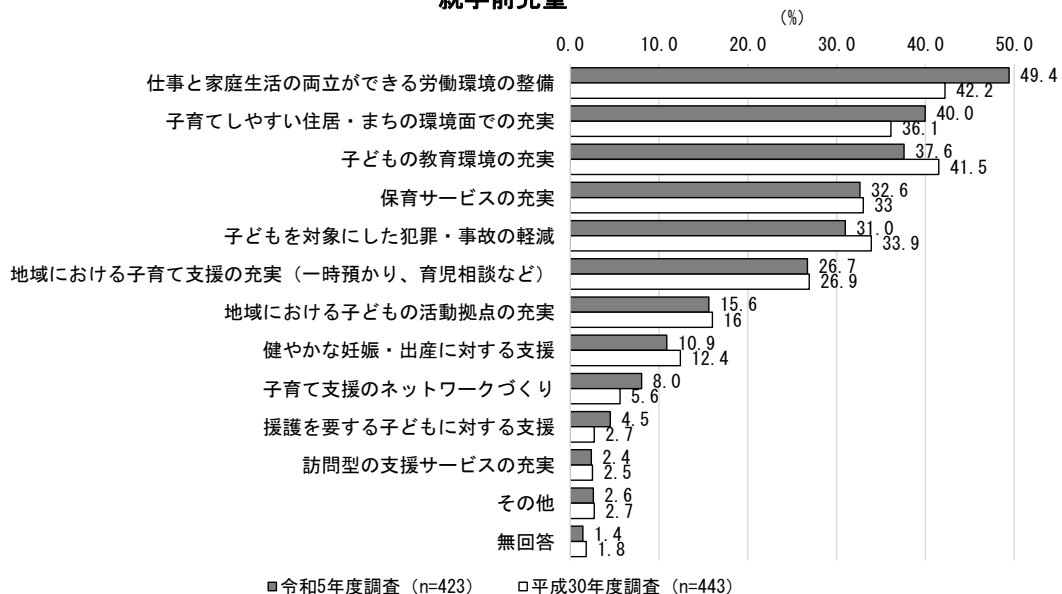
(2) 子育てに必要な支援・対策

子育てに必要な支援・対策としては、就学前児童は「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が 49.4%と最も多く、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が 40.0%、「子どもの教育環境の充実」が 37.6%と続いています。

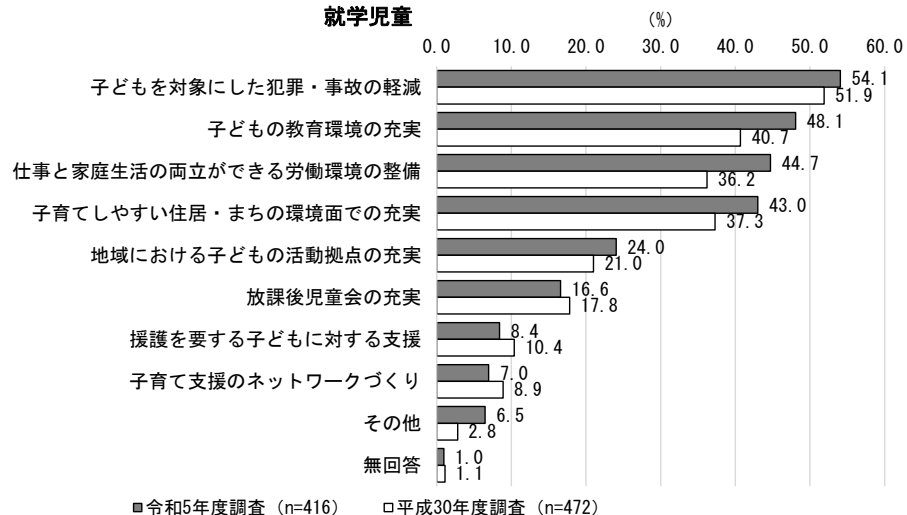
就学児童については、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が 54.1%と最も多く、「子どもの教育環境の充実」が 48.1%と続いています。

子育てに必要な支援・対策

就学前児童



就学児童



課題

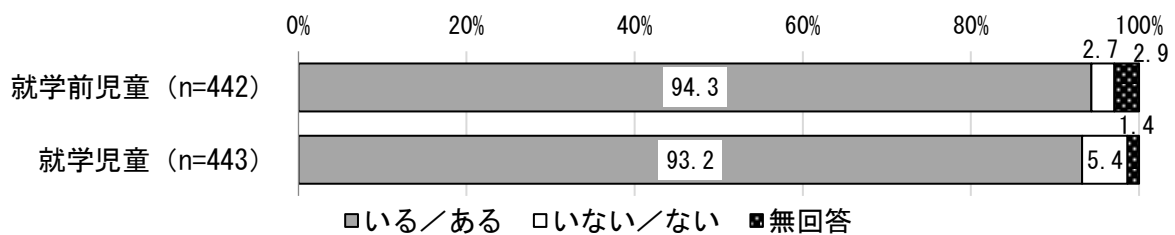
「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」や「子どもの教育環境の充実」など、平成 30 年度調査同様、環境面に関する支援が求められており、引き続き「環境づくり」に向けた取り組みが必要となります。



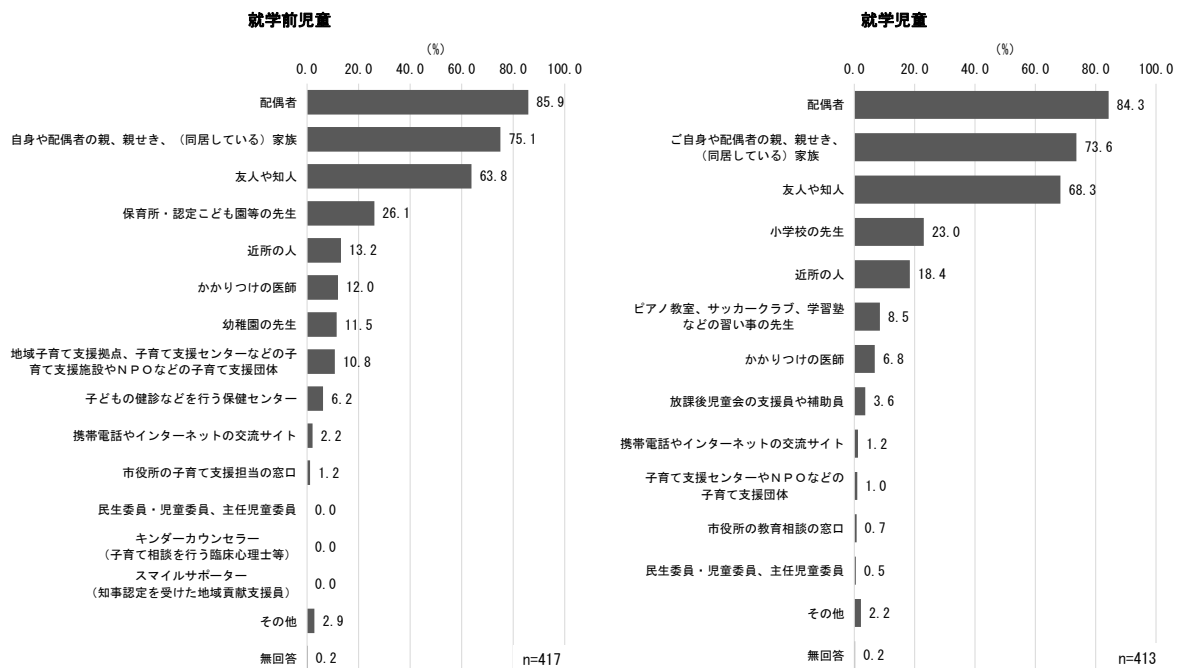
(3) 子育てや教育についての相談先

子育てや教育についての相談先の有無について、「いる／ある」が就学前児童では 94.3%、就学児童では 93.2%となっています。相談先については、就学前児童は、「配偶者」が 85.9%と最も多く、「自身や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」(75.1%)、「友人や知人」(63.8%)と続いています。就学児童についても、「配偶者」が 84.3%と最も多く、「自身や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」(73.6%)、「友人や知人」(68.3%)と続いています。

子育てや教育についての相談先の有無



子育てや教育に関する相談先



課題

子育てや教育に関する相談先としては、就学前児童・就学児童ともに、配偶者、自身や配偶者の親、親戚、同居家族が多く、地域の支援人材や、支援機関の数値が低くなっています。地域において気軽に相談できる環境づくりや相談支援サービスについての認知度や利用度を向上させる必要があります。



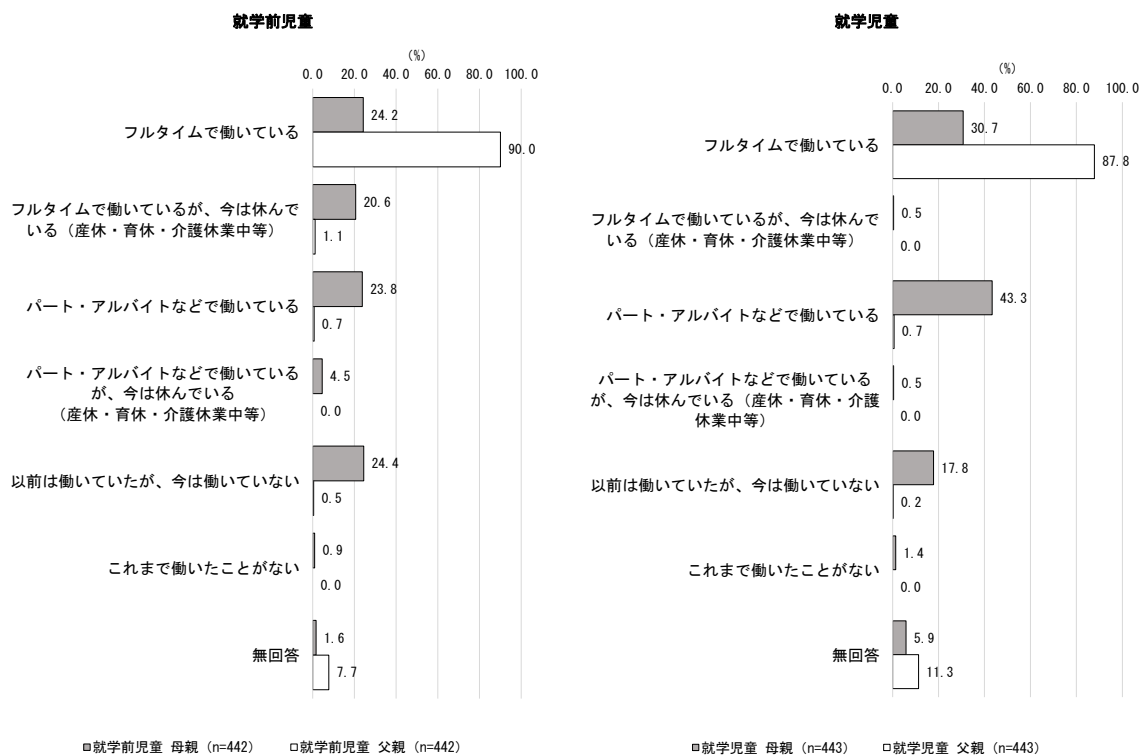
3. 子育てと保護者の就労状況

(1) 保護者の就労状況

① 父親・母親の就労状況

就学前児童、就学児童とも父親は「フルタイムで働いている」(90.0%、87.8%) が最も多くなっています。就学前児童の母親は「フルタイムで働いている」(24.2%)、「パート・アルバイトなどで働いている」(23.8%)、「以前は働いていたが、今は働いていない」(24.4%) とほぼ同数であるのに対し、就学児童では「パート・アルバイトなどで働いている」が43.3%と最も多くなっています。

母親・父親の就労状況





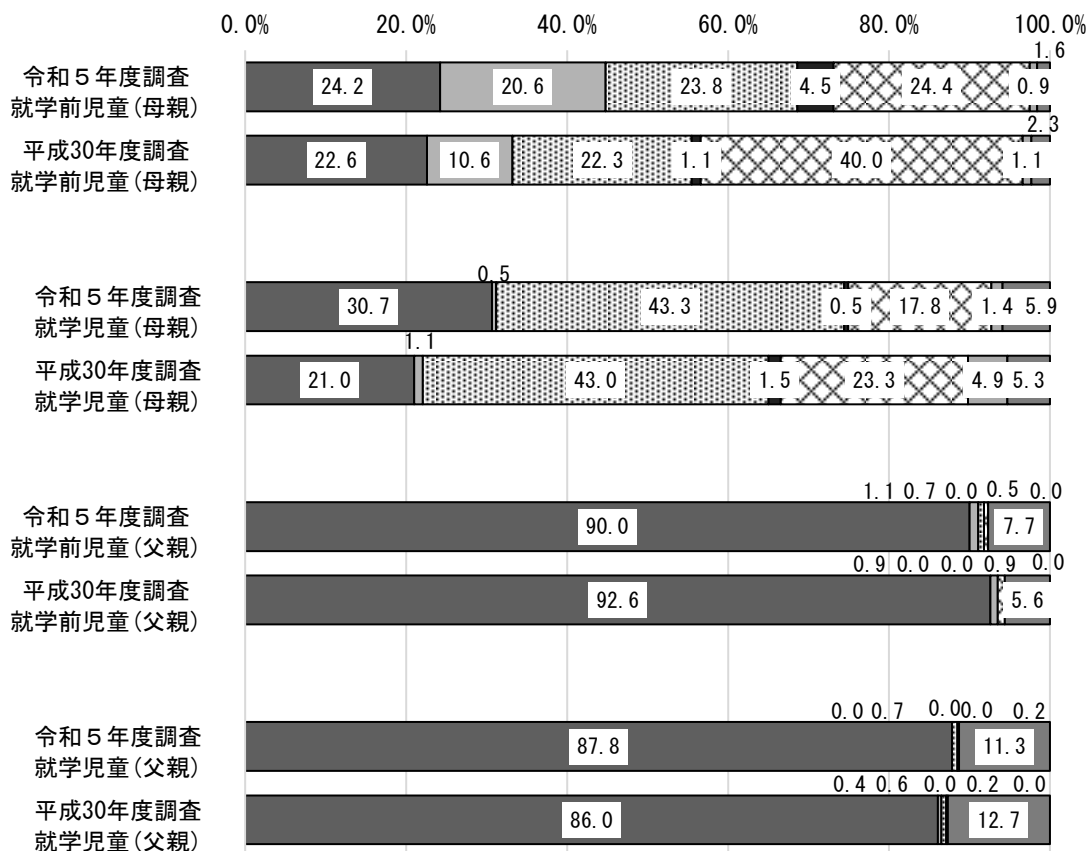
(2) 父親・母親の就労動向の変化

父親及び母親の就労状況を平成30年度調査と比較してみると、父親は前回調査とおおむね同様の結果となっています。

母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が就学前児童では40.0%から24.4%でマイナス15.6%、就学児童では23.3%から17.8%でマイナス5.5%となっています。産休・育休・介護休業中を含め、「フルタイムで働いている」は、就学前児童では33.2%から44.8%で11.6%、就学児童では22.1%から31.2%と9.1%増加しています。

なお、就学前児童の母親のうち、「産休・育休・介護休業中である」はフルタイムとパート・アルバイトを合わせて11.7%から25.1%と13.4%増加したのに対し、就学児童の母親は2.6%から1.0%と減少しています。

父親・母親の就労状況（前回調査との比較）



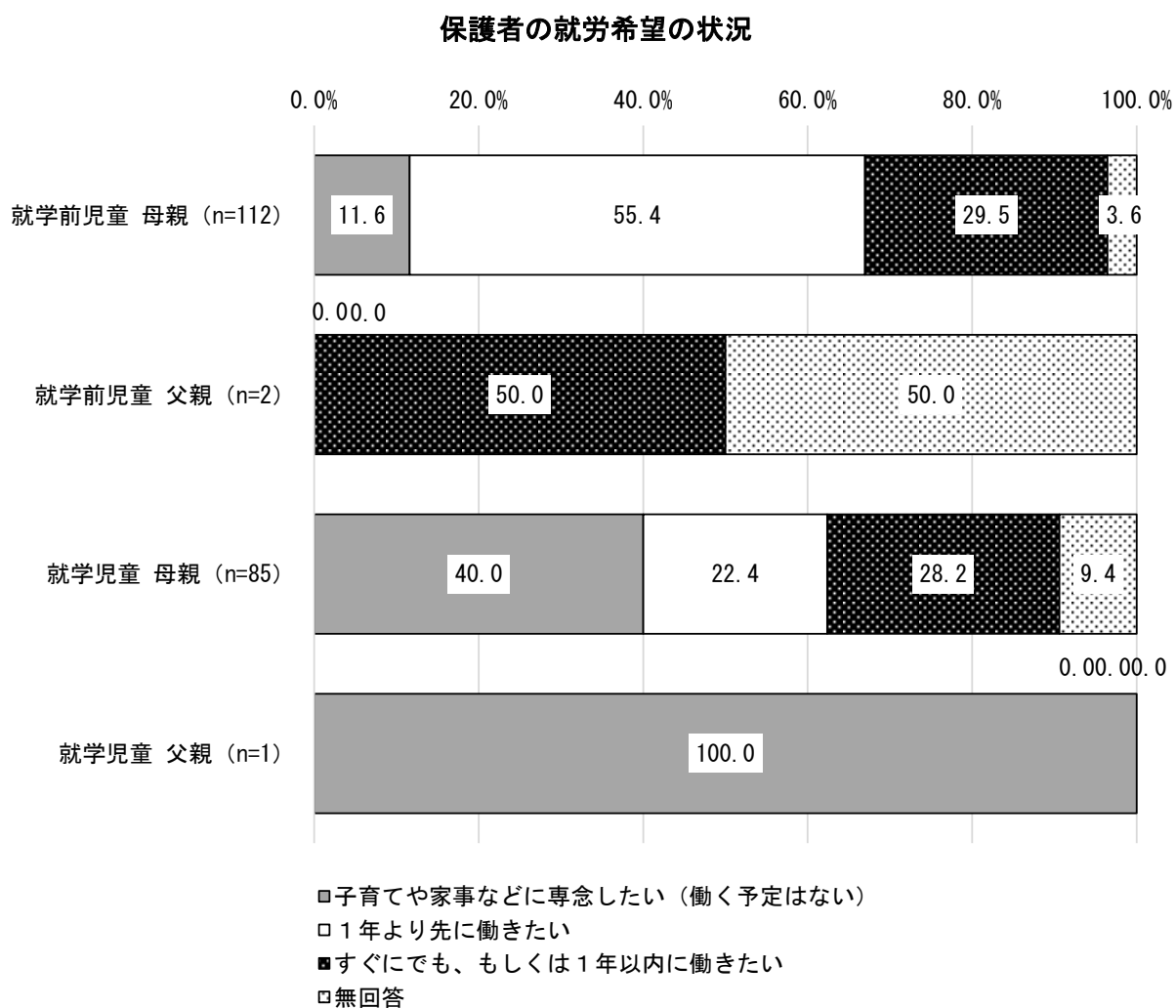
- フルタイムで働いている
- フルタイムで働いているが、産休・育休・介護休業中である
- ▣パート・アルバイト等で働いている
- パート・アルバイト等で働いているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答



(3) 就労していない保護者の就労意向

① 就労希望の状況

現在就労していない保護者の就労希望をみると、就学前児童の母親では、「1年より先に働きたい」(55.4%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」(29.5%)とを合わせると84.9%が、就学児童の母親についても、「1年より先に働きたい」(22.4%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」(28.2%)を合わせて50.6%が就労を希望しています。



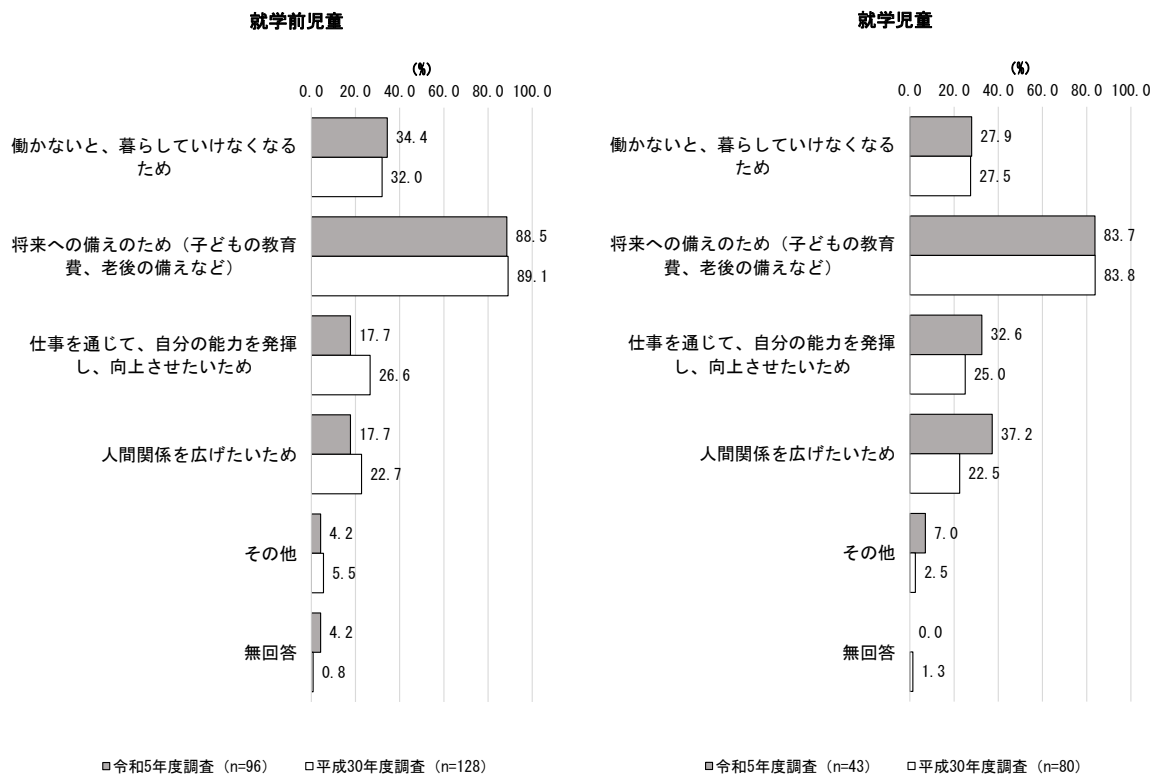


②働きたい理由

現在働いていないが今後働きたいと考える理由をみると、就学前児童、就学児童ともに「将来への備えのため（子どもの教育費、老後の備えなど）」（88.5%、83.7%）が、他の項目と比べて著しく多くなっています。この傾向は、平成30年度調査でも同じ傾向にあります。

次に、他の項目について平成30年度調査と比較してみると、就学前児童では、「仕事を通じて、自分の能力を発揮し、向上させたいため」が26.6%から17.7%へ、「人間関係を広げたいため」が22.7%から17.7%へと、経済的な理由以外の項目が減少しています。なお、就学児童では、「仕事を通じて、自分の能力を発揮し、向上させたいため」が25.0%から32.6%へ、「人間関係を広げたいため」が22.5%から37.2%へと増加しており、母親の働きたい理由は多様化している状況が伺えます。

働きたい理由



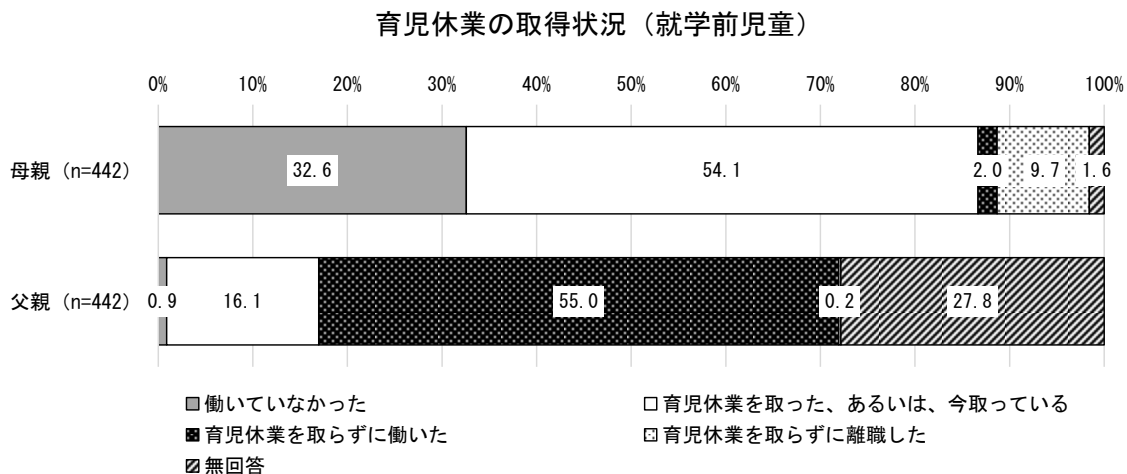


(4) 育児休業制度について

① 育児休業制度の取得状況

育児休業の取得状況についてみると、母親では、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が54.1%と最も多く、「働いていなかった」が32.6%と続いています。父親では、「育児休業を取らずに働いた」が55.0%と最も多く、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が16.1%と続いています。

平成30年度調査と比較すると、母親は「働いていなかった」が減少し、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が増えていることから、育児休業の取得率が69.0%から80.2%に増加しました。父親についても「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が増え、「育児休業を取らずに働いた」が減少したことから、育児休業の取得率は10%以上の増加となっています。



■ 令和5年度調査 (n=442)

育児休業の取得率

	母親	父親
育児休業を取った	442件 × 54.1% = 239件	442件 × 16.1% = 71件
働いていなかった	442件 × 32.6% = 144件	442件 × 0.9% = 4件

$$\frac{\text{「育児休業を取った」}}{\text{総数 - 「働いていなかった」}} = \frac{239 \text{ 件}}{298 \text{ 件}} = \underline{\underline{80.2\%}}$$

$$\frac{71 \text{ 件}}{438 \text{ 件}} = \underline{\underline{16.2\%}}$$

(442-144) (442-4)

■ 平成30年度調査 (n=443)

	母親	父親
育児休業を取った	443件 × 39.3% = 174件	443件 × 3.8% = 17件
働いていなかった	443件 × 43.3% = 191件	443件 × 0.5% = 2件

$$\frac{\text{「育児休業を取った」}}{\text{総数 - 「働いていなかった」}} = \frac{174 \text{ 件}}{252 \text{ 件}} = \underline{\underline{69.0\%}}$$

$$\frac{17 \text{ 件}}{441 \text{ 件}} = \underline{\underline{3.9\%}}$$

(443-191) (443-2)

* 育児休業制度の利用状況を踏まえて育児休業取得率を算出しています。

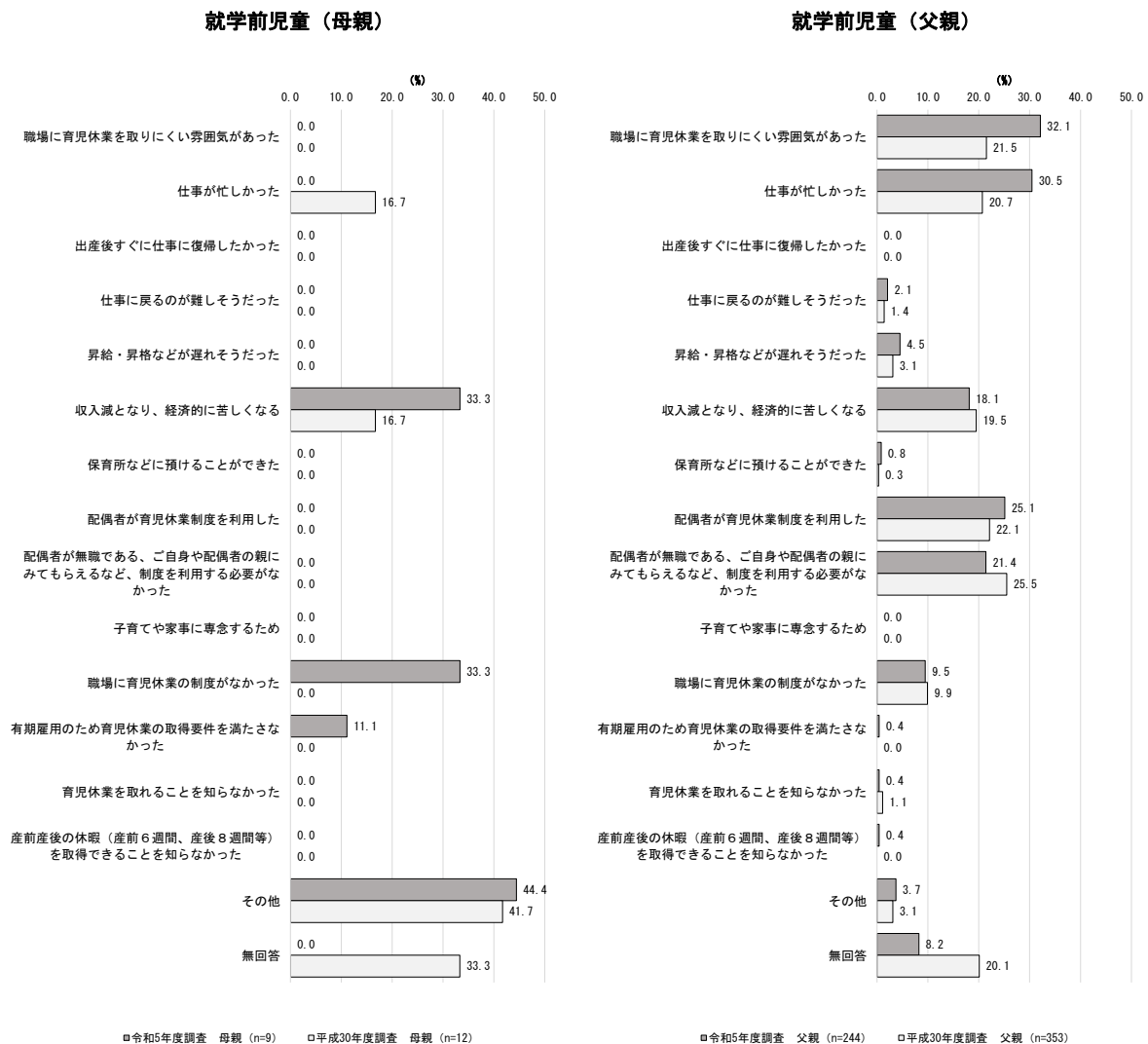


②育児休業を取得せず働いた理由

育児休業を取らずに働いた理由についてみると、母親では、「収入減となり、経済的に苦しくなる」及び「職場に育児休業の制度がなかった」がそれぞれ 33.3%と最も多くなっています。父親では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 32.1%と最も多く、「仕事が忙しかった」(30.5%)、「配偶者が育児休業制度を利用した」(25.1%)と続いています。

平成 30 年度調査との比較でみると、母親は「収入減となり、経済的に苦しくなる」が増加し、経済的な理由で育児休業を取らずに働いた割合が高くなっています。父親は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」がそれぞれ増加した一方、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が減少しています。

育児休業制度を取らずに働いた理由





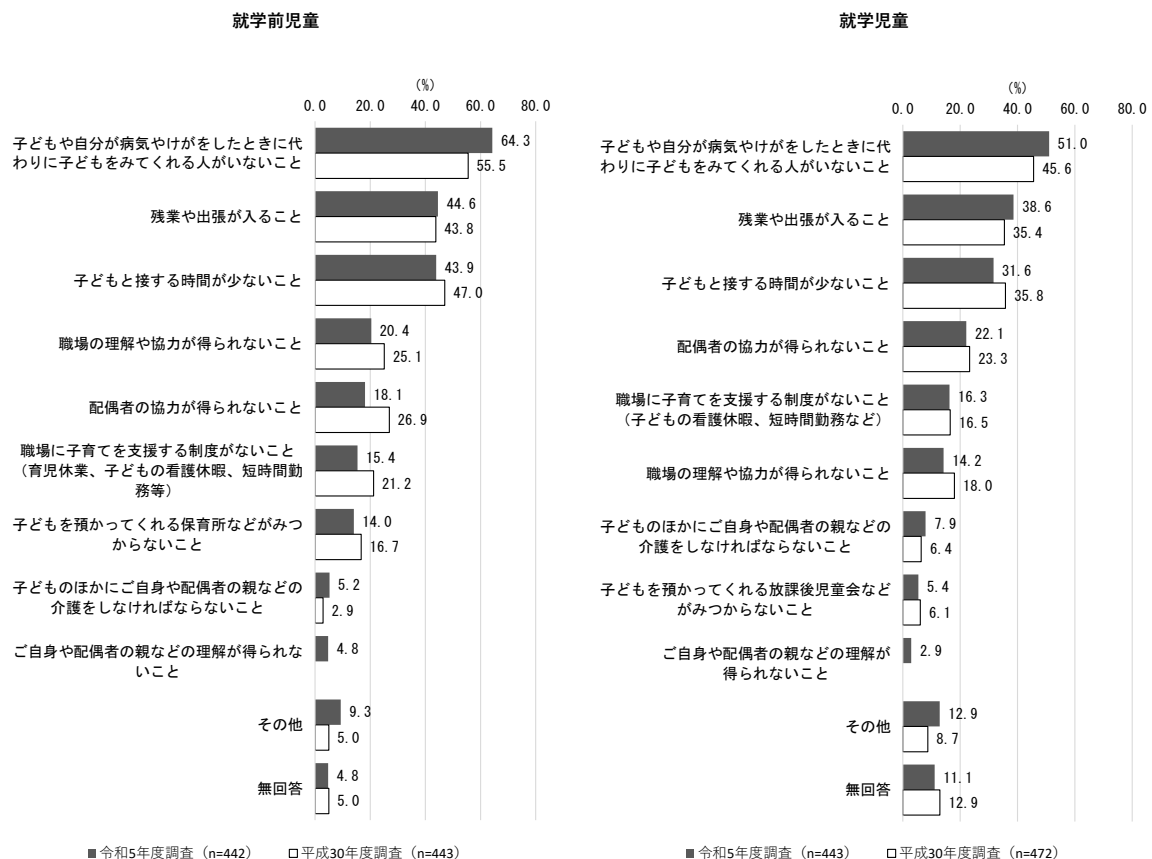
(5) 仕事と子育ての両立

①仕事と子育ての両立で大変だと思うこと

仕事と子育ての両立で大変だと思うことをみると、就学前児童、就学児童ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が最も多く（64.3%、51.0%）、「残業や出張が入ること」（44.6%、38.6%）と続いています。

平成30年度調査と比較すると、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が就学前児童（55.5%から64.3%へ）、就学児童（45.6%から51.0%へ）ともに増加しています。一方で、「配偶者の協力が得られないこと」、「職場に子育てを支援する制度がないこと（育児休業、子どもの看護休暇、短時間勤務等）」、「職場の理解や協力が得られないこと」就学前児童・就学児童ともに低下傾向にあります。

仕事と子育ての両立で大変だと思うこと



課題

就学前の母親にとって産休・育休・介護休業制度が取りやすい環境になりつつある一方、父親や就学児童の母親の育児休業の取得が進んでいない状況です。仕事や職場の雰囲気など、育児休業制度を取得する職場環境が十分に整っていないことも伺えることから、制度の周知や休暇制度を利用しやすい職場環境づくりをはじめとした、労働環境の改善が求められています。



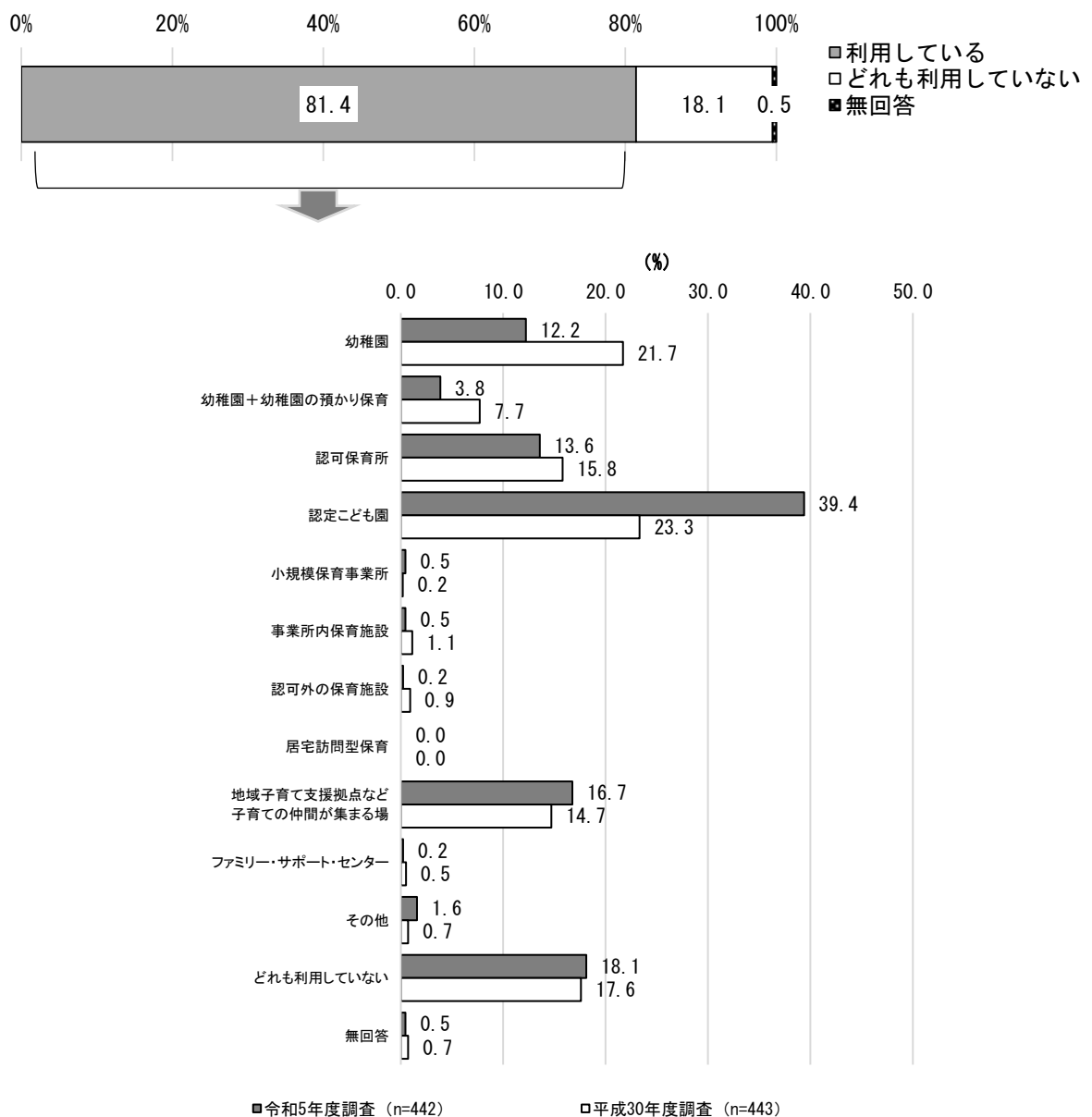
4. 教育・保育事業について

(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」は 81.4%で、このうち「認定こども園」が 39.4%と最も多く、「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」が 16.7%と続いています。

平成 30 年度調査との比較では、「幼稚園」が 21.7%から 12.2%へ 9.5%少なくなっている一方、「認定こども園」が 23.3%から 39.4%へと 16.1%多くなっています

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）



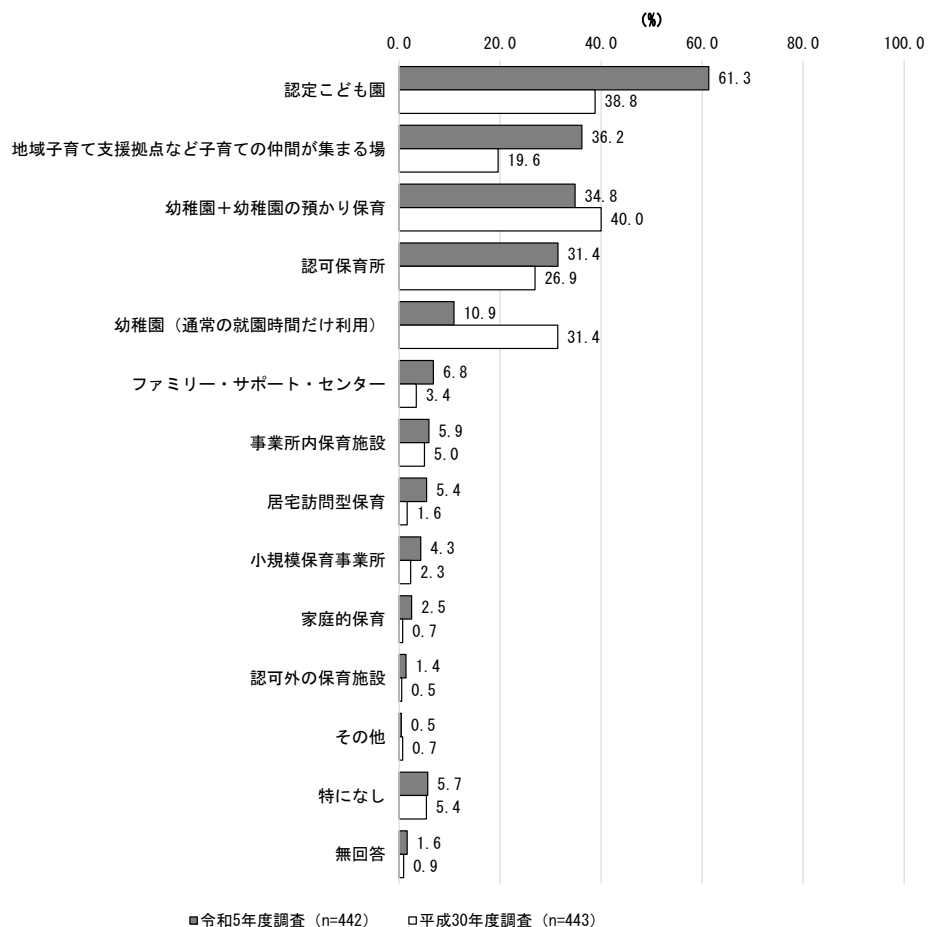


(2) 平日に定期的に利用したい施設やサービス

平日に定期的に利用したい施設やサービスは、「認定こども園」が61.3%と最も多く、「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」(36.2%)、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」(34.8%)、「認可保育所」(31.4%)と続いています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」、「地域子育て支援拠点など子育ての仲間が集まる場」が大きく増加した一方で、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が減少しています。

平日に定期的に利用したい施設やサービス（就学前児童）



■令和5年度調査 (n=442) □平成30年度調査 (n=443)

課題

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況、利用したいサービスともに、「認定こども園」が多くなっており、教育・保育の両方の機能を有した施設に対するニーズが高まっています。保護者の教育・保育へのニーズを柔軟に汲み取り、提供体制の構築を図っていくことが重要です。



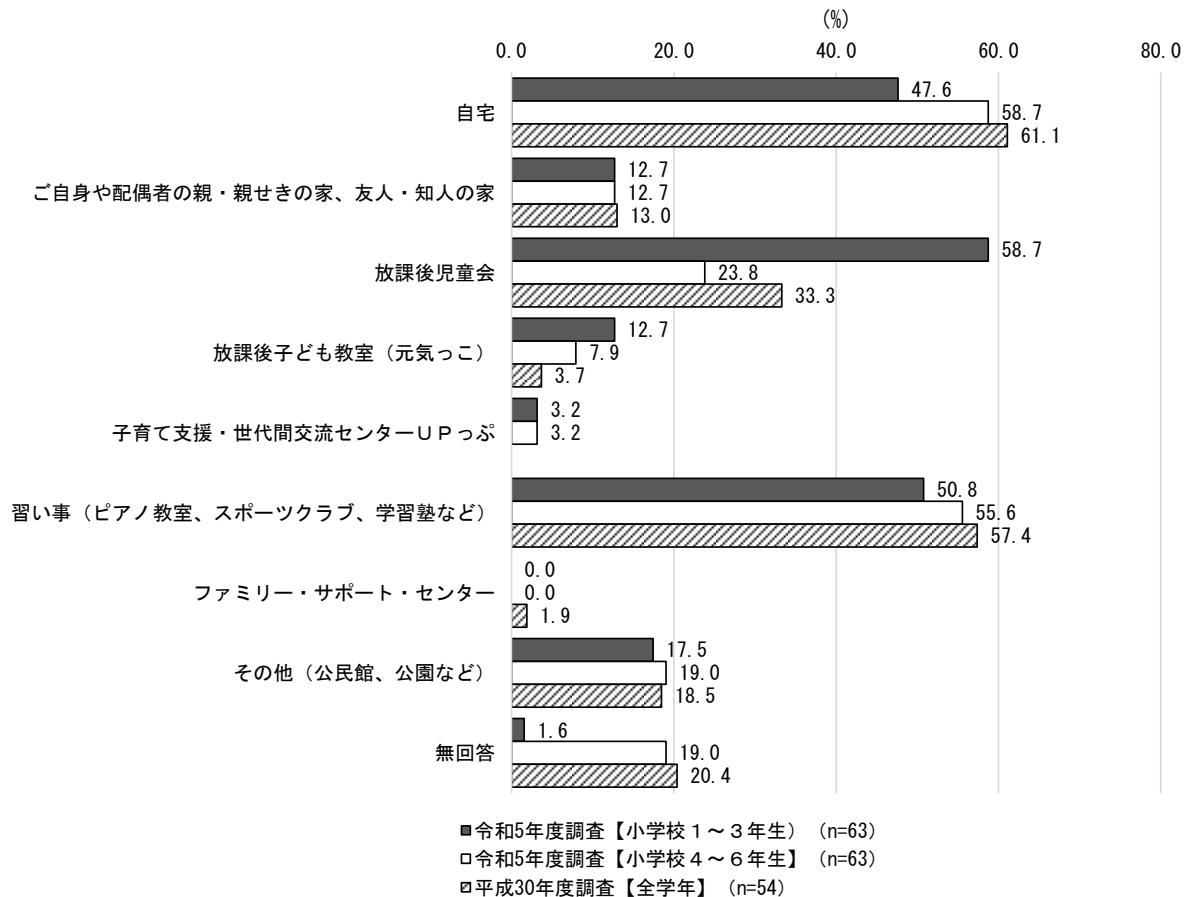
5. 放課後の過ごし方について

(1) 就学前児童の放課後の過ごし方の希望

小学校への進学後、放課後の時間に子どもをどのような場所で過ごさせたいかについては、小学校1～3年生では、「放課後児童会」が58.7%と最も多く、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」(50.8%)、「自宅」(47.6%)と続いています。小学校4～6年生では、「自宅」が58.7%と最も多く、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が55.6%と続いています。

平成30年度調査では、学年ごとの区分けはありませんが「自宅」(61.1%)が最も多く、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」(57.4%)、「放課後児童会」(33.3%)と続いています。

放課後の利用希望場所（就学前児童）



課題

放課後の過ごし方についての希望では、特に小学校1～3年生では放課後児童会へのニーズが高まっており、十分な定員数の確保が求められています。



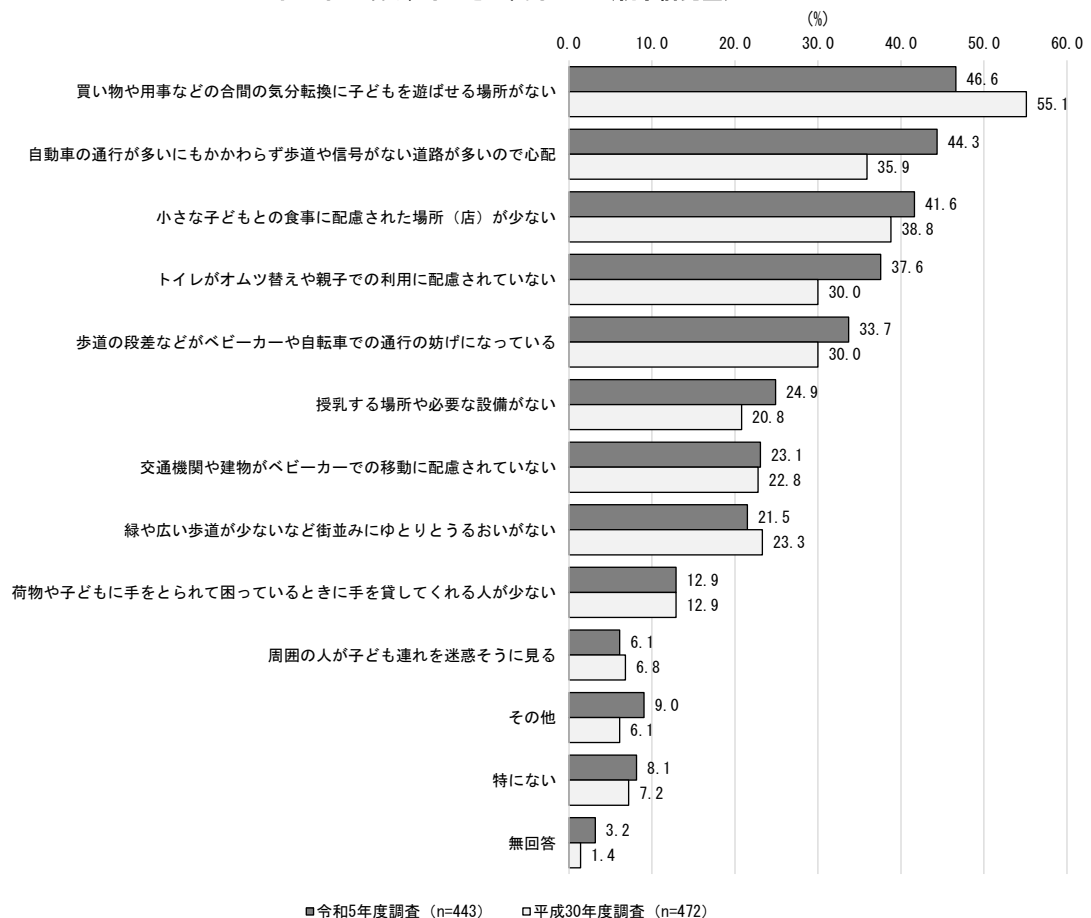
6. 生活環境等について

(1) 外出時に困ること・困ったこと

子どもと外出するとき困ることを伺うと、「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」が46.6%と最も多く、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」(44.3%)、「小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ない」(41.6%)と続いています。

平成30年度調査との比較でみると、「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」の数値が最も高い傾向は変わっていません。他の特徴として挙げられるのは複数項目にわたり、今回の調査における数値が多くなっていることです。具体的には、「小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ない」(38.8%から41.6%へ)、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」(30.0%から37.6%へ)、「授乳する場所や必要な設備がない」(20.8%から24.9%へ)、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」(35.9%から44.3%へ)が挙げられます。

子どもと外出するときに困ること（就学前児童）



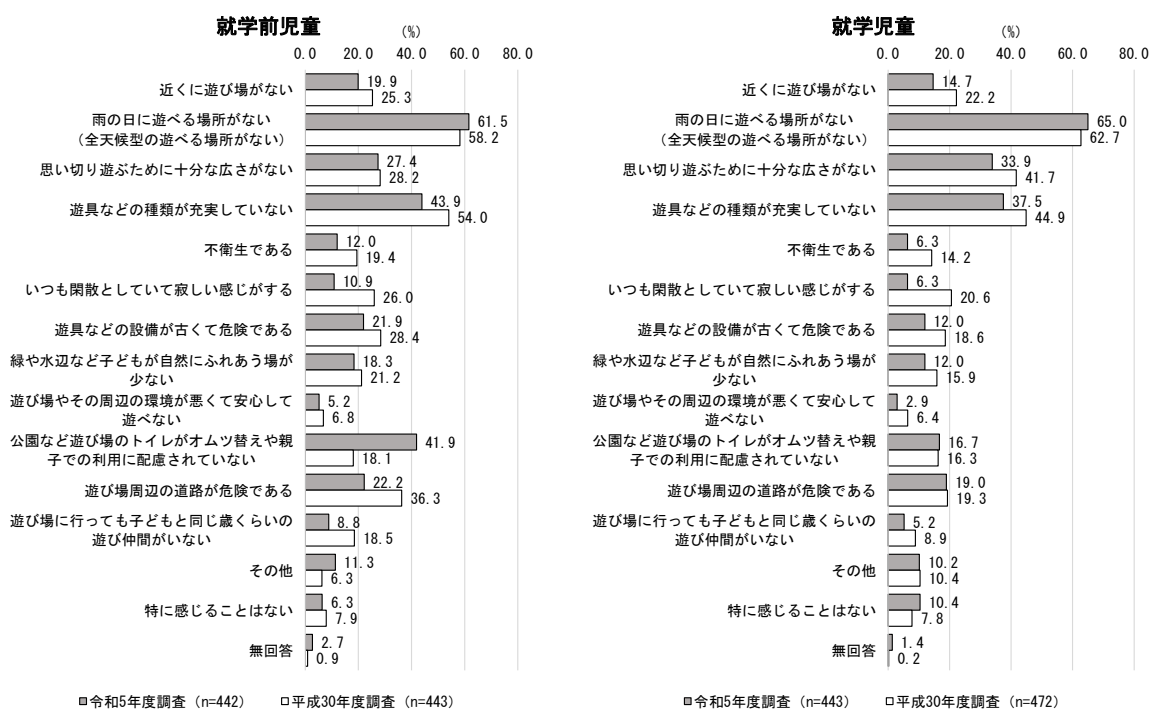


(2) 遊び場について日頃感じること

居住地域の遊び場について日頃感じることで、「雨の日に遊べる場所がない（全天候型の遊べる場所がない）」については、就学前児童、就学児童ともに最も多くなっています（61.5%、65.0%）。続いて、就学前児童では、「遊具などの種類が充実していない」（43.9%）、「公園など遊び場のトイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」（41.9%）の順となっており、就学児童では、「遊具などの種類が充実していない」（37.5%）、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」（33.9%）となっています。

平成30年度調査との比較では、就学前児童、就学児童いずれも「雨の日に遊べる場所がない」（61.5%、65.0%）が最も多い傾向は変わっていません。また、「公園など遊び場のトイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」では、就学前児童において18.1%から41.9%へと大幅に多くなっています。一方、「近くに遊び場がない」、「遊具などの種類が充実していない」、「いつも閑散としていて寂しい感じがする」、「遊具などの設備が古くて危険である」、「遊び場周辺の道路が危険である」は、就学前児童、就学児童ともに減少しています。

居住地域の子ども遊び場について感じること



課題

子どもの遊び場についての充実が求められています。雨の日でも遊べる場所があること、遊具などの種類が充実していること、思い切り遊ぶための広さがあること等が挙げられており、就学前児童においては、トイレやオムツ替え、親子利用への配慮が求められています。親子が安心して利用することのできる身近な遊び場の充実が課題です。

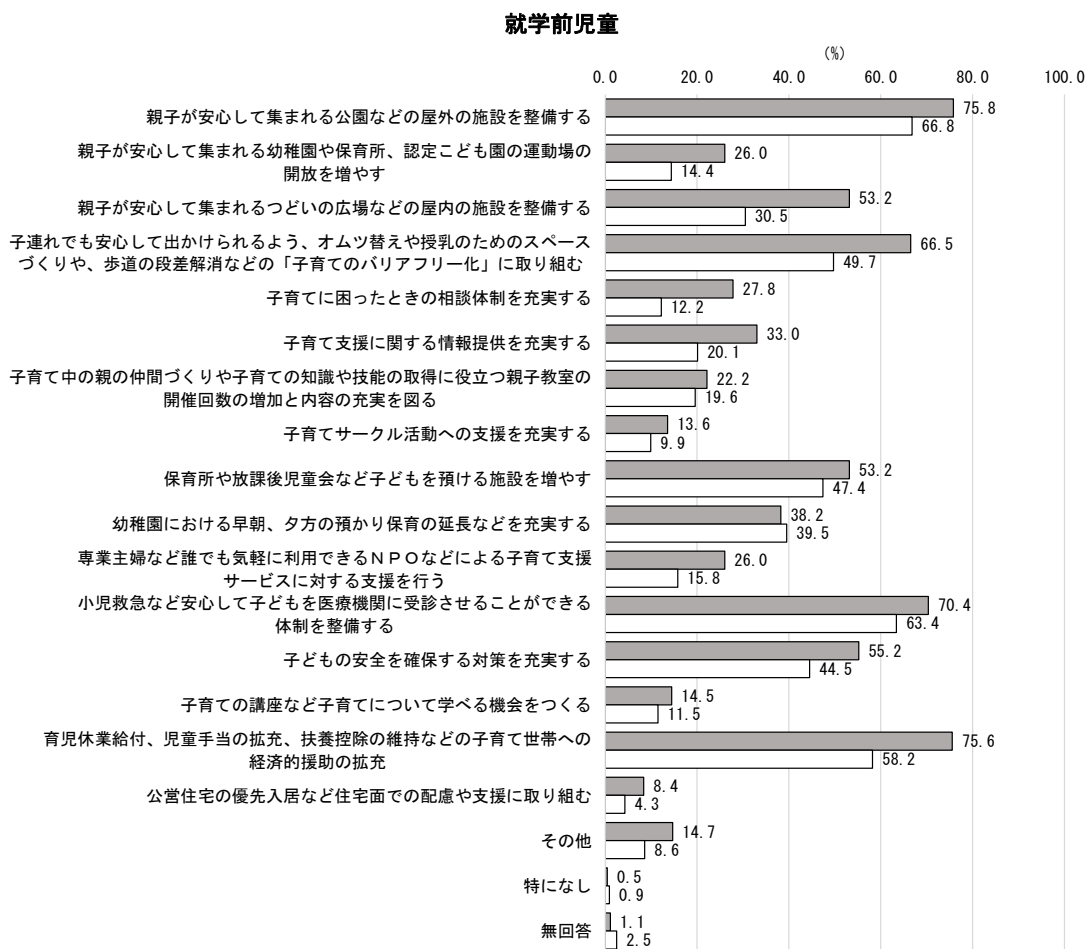


7. 充実を希望する子育て支援サービス

充実を希望する子育て支援サービスについて、就学前児童では、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が75.8%、就学児童では、「小児救急など安心して子どもを医療機関に受診させることができる体制を整備する」が60.5%と最も多くなっています。

平成30年度調査と比較してみると、全体としては特に就学前児童において、様々な支援サービスへの希望が増加している傾向にあります。

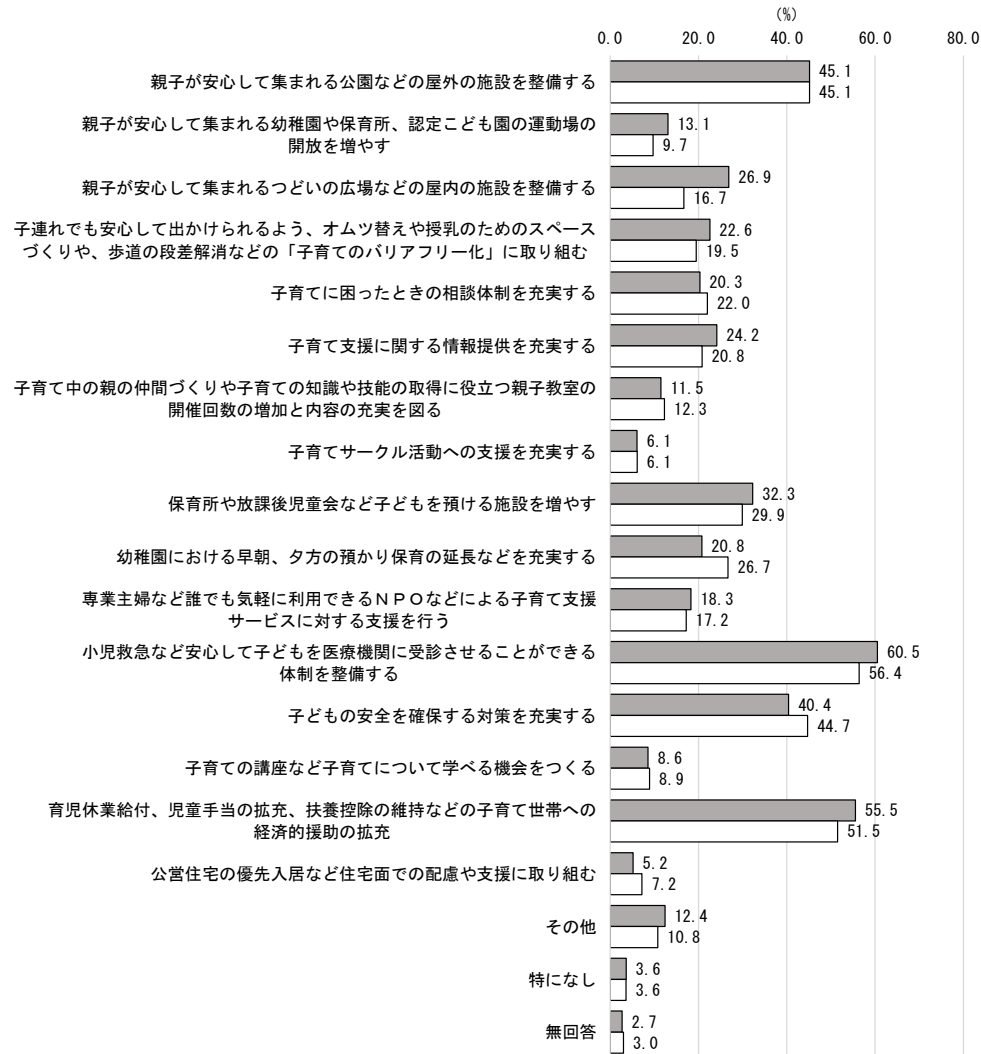
項目で見ると、就学前児童、就学児童ともに伸びているのが、「親子が安心して集まれるつどいの広場などの屋内の施設を整備する」（就学前児童：30.5%から53.2%へ、就学児童：16.7%から26.9%へ）、「小児救急など安心して子どもを医療機関に受診させることができる体制を整備する」（就学前児童：63.4%から70.4%へ、就学児童：56.4%から60.5%へ）です。また、就学前児童の伸びが大きい項目は、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」（66.8%から75.8%へ）、「育児休業給付、児童手当の拡充、扶養控除の維持などの子育て世帯への経済的援助の拡充」（58.2%から75.6%へ）、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」（49.7%から66.5%へ）が挙げられます。



□ 令和5年度調査 (n=442) □ 平成30年度調査 (n=443)



就学児童



□ 令和5年度調査 (n=443) □ 平成30年度調査 (n=472)

課題

平成30年度調査と比べ、充実を望む子育て支援サービスの上位3つの「公園など屋外施設の整備」、「経済的援助の拡充」、「医療機関の体制整備」に変動はなく、また就学前児童、就学児童ともに同じ支援を希望していることから、これらのサービスが強く望まれています。特に、居住地域の子どもの遊び場の満足度では就学前児童、就学児童ともに「満足している」が20%代前半になっていることから、その充実が求められています。



2-3 子どもの生活に関する実態調査の結果からみる現状

本市では、子どもの生活実態や学習環境、保護者の就労状況や世帯収入等を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する方策について検証を行うため、小学5年生の子どもとその保護者及び中学2年生の子どもとその保護者を対象とした「令和5年度実態調査」を実施しました。

なお、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（現：こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）」が施行されたことを受け、平成28年にも同調査（以下「平成28年度実態調査」という。）を実施しています。

令和5年度実態調査では、居場所（子ども食堂や学習支援等）の利用や子どもが世話をしている人の有無等の調査を追加しています。

1. 困窮度の分布について

（1）等価可処分所得に基づく困窮度の分布

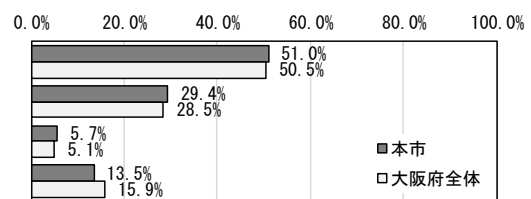
困窮度は、世帯収入額と世帯人数から算出した等価可処分所得を基に4区分に分かれており、困窮度Ⅰに近づくにつれ、困窮度が進むことを表しています。

令和5年度実態調査では、等価可処分所得の中央値は平成28年度実態調査時の263万円から280万円へわずかに増加し、家計の状況が一番良い区分とされる中央値以上群は平成28年度実態調査と比べ、0.6%増加しました。

一方で、最も経済的に困難な世帯である困窮度Ⅰ群（相対的貧困率）は13.9%と平成28年度実態調査時より1.3%悪化しています。

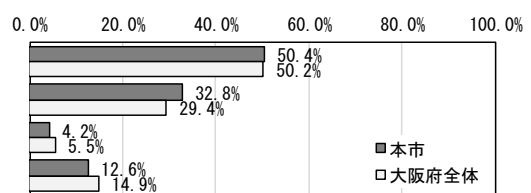
令和5年度実態調査

保護者全体	本市		大阪府全体	
全体	598名	100.0%	33,035名	100.0%
中央値以上	305名	51.0%	16,687名	50.5%
困窮度Ⅲ	176名	29.4%	9,408名	28.5%
困窮度Ⅱ	34名	5.7%	1,694名	5.1%
困窮度Ⅰ	83名	13.9%	5,246名	15.9%



平成28年度実態調査

保護者全体	本市		大阪府全体	
全体	811名	100.0%	40,996名	100.0%
中央値以上	409名	50.4%	20,570名	50.2%
困窮度Ⅲ	266名	32.8%	12,057名	29.4%
困窮度Ⅱ	34名	4.2%	2,245名	5.5%
困窮度Ⅰ	102名	12.9%	6,124名	14.9%





困窮度の分類と基準

中央値以上	等価可処分所得最大値	
困窮度Ⅲ	中央値 (端から数えて真ん中に位置する値)	
困窮度Ⅱ	中央値の60%のライン	
困窮度Ⅰ	中央値の50%のライン	
	等価可処分所得最小値	←相対的貧困率

(2) 困窮度別の状況

① 困窮度別の世帯員の構成について

困窮度別の世帯員の構成については、困窮度Ⅰ群に占める母子世帯が 42.2%と非常に多く、母子世帯の困窮度の高さが示されました。

困窮度別「世帯員の構成」

困窮度別	ふたり親世帯	母子世帯	平成 28 年度実態調査 との比較 (母子世帯)	大阪府全体との 比較 (母子世帯)
中央値以上	96.7%	1.3%	△4.4%	△1.4%
困窮度Ⅰ	54.2%	42.2%	△8.3%	△5.1%



②困窮度別の家計の状況について

困窮度別の家計の状況について、母子世帯は平成28年度実態調査と比べ、赤字の割合が4.4%減少したものの、31.3%が赤字という結果となりました。また、世帯数に換算すると、母子の赤字世帯は21世帯、ふたり親の赤字世帯は111世帯と、母子世帯だけではなくふたり親世帯であっても赤字の世帯が多いことがわかりました。

困窮度別「家計の状況」

世帯構成別	赤字である	貯蓄ができている	平成28年度 実態調査との比較	大阪府全体との 比較
母子世帯	31.3%	28.4%	赤字△4.4% 貯蓄+8.4%	赤字△4.7% 貯蓄+6.3%
ふたり親世帯	16.4%	48.3%	赤字△4.4% 貯蓄+9.2%	赤字△1.4% 貯蓄+1.4%

課題

困窮度Ⅰ群に占める母子世帯の割合が高く、家計の状況においても母子世帯の赤字の割合が高いことが示され、ひとり親世帯への経済的支援や経済的負担を軽減する施策の充実が必要です。また、ふたり親世帯であっても赤字の世帯が多いことから、同様に子育て世帯全体への経済的支援の検討を進めていく必要があります。



2. 調査結果から見る状況別の考察について

(1) 経済状況に関する考察

家計や貯蓄の状況について、赤字世帯は平成 28 年度実態調査から 5.1%、「子どものための貯蓄をしたいができない」と回答した世帯も 6.1%減少し、赤字・貯蓄ともに好転しました。

しかし、約 20 世帯に 1 世帯が世帯収入 200 万円未満であり、「子どものための貯蓄をしたいができない」が 30.4%となっています。

経済的な理由で経験したこと（はく奪）（医療機関を受診させることができなかった、おこづかいやお年玉を渡せなかったなど）については全体的に好転しているものの、困窮度Ⅰ群では該当率が高く、生活面での大きな格差が示されました。

経済的理由による子どもに関する経験（はく奪）についても、同じく全体的に好転しているものの「子どもの進路を変更した」、「習い事に通わせることができなかった」等は平成 28 年度実態調査より増加しています。

また、就学援助、児童扶養手当、生活保護といった支援制度の利用状況は減少し、その理由を 90%以上が「自身が該当しない」と回答した一方で、困窮度Ⅰ群でも「利用したことがない」と回答した世帯もありました。

困窮度別「家計の状況」

家計の状況	人数	割合	平成 28 年度 実態調査との比較	大阪府全体との 比較
赤字	137 人	18.0%	△5.1%	△2.4%
子どものための貯蓄を したいができない	232 人	30.4%	△6.1%	△1.6%

課題

家計状況はやや改善したものの、子どもに回す余裕には至っていないことから、経済的支援や経済的理由による子どもに関する経験（はく奪）（子どもの進路を変更した、習い事に通わせることができなかった等）の該当率を下げる施策の充実が求められています。

また、就学援助、児童扶養手当、生活保護といった支援制度を必要な人が受けることができるよう、より効果的な周知や申請の方法等を検討することも必要です。



(2) 家庭状況に関する考察

家庭状況について、ひとり親世帯において「養育費を受け取っていない」は 50.8%であり、「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が困窮度Ⅰ群では 45.1%と高い結果となっています。

また、保護者の在宅時間や子どもとの関わりについて、保護者の帰宅する時間は、平成 28 年度実態調査と比べ、「子どもが学校から帰宅する時間には在宅」が 50.9%と 4.8%減少した一方、「夕食時間には在宅」が 41.0%と 7.4%増加し、保護者の帰宅時間は全体的に遅くなりました。

平日に子どもと関わる時間については、57.3%が 2 時間未満という結果になっています。

保護者の家にいる時間帯（父親・母親全体）

時間帯	人数	割合	平成 28 年度 実態調査との比較	大阪府全体との 比較
学校からの帰宅時間には在宅	388 人	50.9%	△4.8%	△1.4%
夕食時間には在宅	313 人	41.0%	+7.4%	+1.7%
子どもが寝る時間には在宅	24 人	3.1%	△1.9%	+0.1%
子どもが寝た後に帰宅	1 人	0.1%	△0.5%	△0.2%

子どもと関わる時間（平日）

子どもと関わる時間 （平日）	人数	割合	平成 28 年度 実態調査との比較	大阪府全体との 比較
0～15 分未満	17 人	2.2%	△1.9%	△0.9%
15～30 分未満	49 人	6.4%	△0.2%	△2.8%
30 分～1 時間未満	153 人	20.1%	+3.4%	±0%
1 時間～2 時間未満	218 人	28.6%	+5.4%	+2.8%

課題

ひとり親世帯において「養育費を受け取っていない」割合が高いことから、養育費の取り決めに関する情報の提供やすでに実施している養育費に関する施策の周知が必要です。

また、保護者の帰宅時間は全体的に遅くなっていることから、子どもの居場所づくり等の充実も必要です。



(3) 雇用に関する考察

就労形態について、母親の常勤・正規雇用は26.5%と平成28年度実態調査と比べ6.1%増加しました。なお、常勤・正規職員の母親は困窮度Ⅰ群(54.2%)に対し、中央値以上群(94.4%)と約40%以上の大きな開きがありました。一方で、困窮度Ⅰ群は中央値以上群と比べ非正規雇用が25%以上多くなっています。

また、ふたり親世帯及び父子世帯は母子世帯と比べ正規雇用が多くなっていますが、母子世帯は非正規雇用が34.3%と他の世帯構成に比べて極めて多くなっており、不安定な就労状況という結果になっています。

母親の就労形態

母親の就労形態	割合	平成28年度 実態調査との比較
常勤・正規職員	26.5%	+6.1%
パート・アルバイト・非正規職員（1か所）	48.0%	△2.4%
パート・アルバイト・非正規職員（2か所以上）	3.5%	△0.5%

困窮度別母親の就労形態

困窮度別母親の就労形態	常勤・正規職員	パート・アルバイト・ 非正規職員
中央値以上	94.4%	0.3%
困窮度Ⅰ	54.2%	25.3%

課題

保護者の就労形態が家計の状況に影響を与えており、非正規雇用で働く人は困窮度が増すことから、労働相談や就業に関する情報提供の充実とともに、多様な保育ニーズへの対応や放課後児童健全育成事業の充実等といった働く保護者を支援する施策の充実が必要です。



(4) 健康に関する考察

朝食を「食べない」または「週に1回程度」食べる児童は、平成28年度実態調査より好転しているものの38人に1人と、1クラスに1人程度は存在することになります。また、「毎日朝食を食べない」児童は小学5年生で45人、中学2年生で64人存在し、依然として「用意されていない」、「食べる習慣がない」といった保護者の生活状況等が理由であることが示されました。

保護者と一緒に朝食を食べているかという問いに対し、「週に1回以下」または「まったくない」と回答した児童は40.5%にのぼり、このうち128人（14.6%）の児童は保護者と一緒に朝食を食べることがまったくないという結果となっています。

朝食の頻度

朝食の頻度	人数	割合	平成28年度実態調査との比較	大阪府全体との比較
「食べない」 「週に1回程度」	23人 (うち、「食べない」は15人)	2.6%	△2.0%	△1.6%

朝食を食べない理由

朝食を食べない理由	人数	割合	平成28年度実態調査との比較	大阪府全体との比較
「用意されていない」 「食べる習慣がない」	12人	11.0%	△0.6%	+0.4%

保護者と一緒に朝食を食べているか

保護者と一緒に朝食を食べているか	人数	割合	平成28年度実態調査との比較	大阪府全体との比較
「まったくない」 「ほとんどない」 「月に1～2回」 「週に1回程度」	355人 (小5:172人) (中2:183人)	40.5%	△5.4%	+4.9%

課題

朝食が「用意されていない」、「食べる習慣がない」といった保護者の生活状況等の理由により朝食を食べない児童がいることから、児童の朝食の摂取に関しての対策を検討する必要があります。



(5) 家庭生活・学習に関する考察

「家族の世話をしている」児童は小学5年生で34.6%、中学2年生では15.3%で「きょうだいの世話」が最も多い結果となりました。学校がある日に世話をする1日の時間は1時間未満が30.4%と最も多い一方で、小学5年生の21人が平日の7時間超にわたり誰かの世話をすると回答しました。なお、児童の悩みや気持ちについて、4.6%の児童が悩みを誰にも相談できないと回答し、62.1%の児童が「いつも」または「ときどき」不安と回答しています。

また、小学5年生の7.2%、中学2年生の17.4%が学校の勉強を「あまりわからない」、「ほとんどわからない」、「わからない」と回答しており、そのうち「学校の授業がわからなくなった時期」については、小学5年生では50.0%が小学3、4年生、中学2年生の47.0%が中学1年生と回答しています。なお、学校がない日の勉強を「まったくしない」または「30分より少ない」が43.1%、学校の勉強が「あまりわからない」、「ほとんどわからない」、「わからない」が合わせて11.7%と、学習理解度に課題がある児童が存在するという結果が示されました。

起床時間の規則性に学習時間を見ると、ほぼ同じ時刻に「起きていない」群は「起きている」群と比べ、勉強時間や読書時間は「まったくしない」割合が高い結果となりました。

学校がない日の勉強時間

学校がない日の勉強時間	人数	割合	平成28年度実態調査との比較	大阪府全体との比較
「まったくしない」 「30分より少ない」	378人	43.1%	調査なし	△2.8%

学習理解度

学習理解度	人数	割合	平成28年度実態調査との比較	大阪府全体との比較
「あまりわからない」 「ほとんどわからない」 「わからない」	102人	11.7%	△8.0%	△3.6%

課題

国におけるヤングケアラーの定義が定まる前の調査ですが、一部の児童がヤングケアラーである可能性があることから、さらに詳しく実態を把握することが必要です。

また、生活習慣が身についていないと、日々の学習習慣や読書習慣の形成や遅刻に繋がり授業を十分に受けることができなくなる可能性が示唆されたことから、ヤングケアラーであった場合の支援や学習支援のさらなる充実が必要となっています。



(6) 対人関係に関する考察

子どもが放課後に過ごす場所では、中央値以上群は「塾」や「習い事」の利用率が高く、悩みを相談する相手では、中央値以上群は「学校以外の友だち」が多いことから、経済状況によって、子どもの教育的な活動へのアクセス、家族以外の社会的交流や人間関係を築く機会に影響を与える可能性があることが示されました。

また、保護者が困ったときや悩みを相談する相手については、困窮度Ⅰ群は「配偶者・パートナー」と相談する割合が49.4%と中央値以上群(83.6%)より34.2%低く、父子世帯は「相談できる相手がいらない」が11.1%と高い結果でした。

次に、困窮度別にみた子どもの居場所の利用については、困窮度Ⅰ群は「夜や休日の居場所」や「食事を無料か安価で食べることができる場所」、「相談できる場所」を「利用したことがある」が高い結果となりました。

子どもの居場所の利用

子どもの居場所の利用	夜や休日の居場所	食事を無料か安価で食べることができる場所	相談できる場所
中央値以上	25.9%	5.4%	2.9%
困窮度Ⅲ	23.2%	6.7%	4.9%
困窮度Ⅱ	21.9%	12.5%	3.1%
困窮度Ⅰ	44.3%	10.1%	8.9%

課題

経済的に困難な世帯や母子・父子世帯等の保護者が支えや相談相手の不足を経験していることから、相談支援等を充実する必要があります。また、子どもの居場所の利用について、困窮度Ⅰ群は「夜や休日の居場所」や「食事を無料か安価で食べることができる場所」、「相談できる場所」の利用の割合が高いことから、子どもの居場所づくりについての施策の充実が必要となっています。



2-4 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期計画における各事業の評価は大阪狭山市子ども・子育て協議会が行い、市ホームページに実績報告書と評価を公表しました。第2期計画の期間中は新型コロナウイルスの感染リスクを考慮し中止した事業を除き、各事業ともおおむね順調に実施することができました。

なお、計画の中間期にあたる令和4年（2022年）4月時点において、計画に掲げた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用者の実績や利用希望者数が量の見込みと乖離している項目がないか点検を行い、10%以上乖離している項目について見直しを行いました。

1. 評価の状況

評価分類	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)
A	77(43.0%)	79(43.9%)	88(48.4%)	104(54.5%)
B	97(54.2%)	96(53.3%)	91(50%)	86(45.0%)
C	5(2.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
D	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
その他	—	5(2.8%)	3(1.6%)	1(0.5%)
事業数	179	180	182	191

2. 評価基準

評価分類	評価基準
A	特に優れていると認められる(目標達成率80%以上)
B	適正であると認められる(目標達成率50%～80%)
C	さらなる努力が必要であると認められる(目標達成率50%未満)
D	改善すべき点があると認められる
その他	事業を実施できないやむを得ない事情等により中止した場合や、事情により縮小した場合など



施策の直近（令和5年度(2023年度)）の施策の評価結果

		事業数	評価				
			A	B	C	D	その他
計画全体		191	104	86	0	0	1
		100.0%	54.5%	45.0%	0.0%	0.0%	0.5%
基本目標1 子どもが心豊かに育つように							
(1)	子どもの人権を尊重する環境づくり	22	13	9	0	0	0
(2)	乳幼児期における質の高い教育・保育の安定的な供給	5	1	4	0	0	0
(3)	豊かな人間性を培う教育の推進	22	4	17	0	0	1
(4)	子どもの居場所づくり	16	13	3	0	0	0
基本目標2 楽しく子育てができるように							
(1)	母と子の心とからだの健康と安心の確保	30	27	3	0	0	0
(2)	家庭における子育て力の向上	10	5	5	0	0	0
(3)	子育てを支援する多様なサービスの充実	12	4	8	0	0	0
(4)	子育てを支援する相談体制及び情報提供体制の充実	8	7	1	0	0	0
(5)	配慮が必要な子どもと家庭への支援	18	8	10	0	0	0
基本目標3 子育てを見守り支え合えるように							
(1)	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり	3	0	3	0	0	0
(2)	地域における子育て力の向上	3	2	1	0	0	0
(3)	親子が安心して暮らせる環境づくり	19	10	9	0	0	0
(4)	子どもの貧困対策の充実	23	10	13	0	0	0

第3章

計画の基本的な考え方



3-1 基本理念

「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」の実現

未来を創っていくすべての子どもたちが、安心してのびのびと育ち、自身の希望や選択に基づき学びを深め、それぞれの特性や可能性を最大限に生かして成長できることは、子どもの保護者だけでなく市民みんなの願いでもあります。

そのためには、保護者が精神的、経済的にも不安を抱えることなく、子どもとともに成長しつつ、安心して子育てを楽しめるまちづくりが必要です。また、子どもの成長や子育てを保護者だけでなく地域全体でともに支え、子どもや子育てをする家庭にあたたかく寄り添い、優しさをもって応援し、包み込むように支援をしていくことで、地域みんながともに明るく一人ひとりが輝く未来を創っていきたいと考えています。

こうした考え方から、第1期計画および第2期計画で掲げた基本理念を継承し『「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」の実現』としました。“おおさかさやま”のまちで、すべての子どもたちが、生涯のなかの大切な時期にのびのびと成長するとともに、地域の人々が、子どもたちとともに一緒に喜び合い、助け合い、豊かな未来を創っていくまちをめざします。



3-2 基本的な視点

本計画においては、次の3つを基本的な視点とします。

視点1 子ども一人ひとりを大切にする視点

視点2 妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する視点

視点3 みんなで子育てを応援する視点

視点1 子ども一人ひとりを大切にする視点

すべての子どもが個人として尊重されるとともに、その基本的人権が保障され、差別的扱いを受けないようにすることは非常に重要です。そして、子ども一人ひとりの特性に応じた発達過程を踏まえ、能力や可能性などを最大限に伸ばすこと、子どもたちが自分らしく育っていけるように健やかな成長、発達を図ることで自立していこうとする力を見守り、育むことを大切にします。

視点2 妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する視点

子どもが心身ともに健やかに、保護者自身も不安なく、安心して楽しく子育てできるよう、妊娠期から出産、子育て期までを切れ目なく、保護者や子どもの状況に寄り添いながら支援します。

視点3 みんなで子育てを応援する視点

子どもは家庭のみならず学校や地域などの人々との交流のなかで、様々な経験をして成長していきます。家庭はもとより、人々から愛されて育った経験は、地域や社会を愛する心を育むことにもつながります。社会を構成する主体それぞれが、子どもや子育てに対する関心や理解を深め、地域ぐるみであたたかく見守り、みんなで子育てを応援します。



3-3 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、必要となる視点を踏まえながら次の基本目標を定めます。

基本目標1 子どもが心豊かに育つように

基本目標2 楽しく安心して子育てができるように

基本目標3 子育てを見守り支え合えるように

基本目標1 子どもが心豊かに育つように

これからの社会を担うすべての子どもたちが、個人として尊重されつつ、個性や創造性を発揮し、自分の夢や希望に向かって心豊かに育つような環境づくりが必要です。子どもの人権を尊重する環境づくりや、質の高い教育・保育の安定的な提供、教育の推進、居場所づくりなどに取り組みます。

基本目標2 楽しく安心して子育てができるように

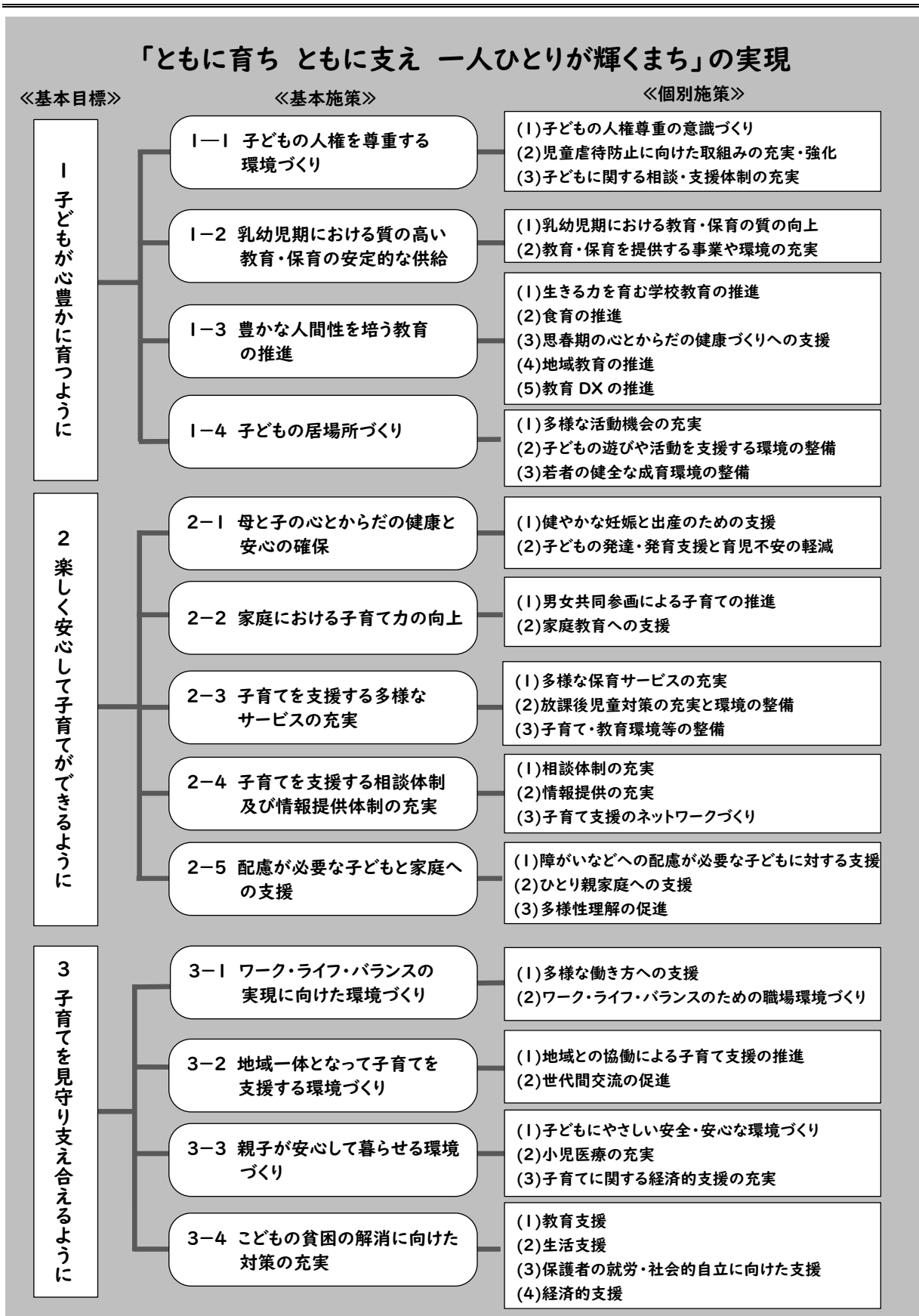
子育てをめぐる環境は、核家族化の進行や地域における地縁的なつながりの希薄化、女性の社会進出や働き方の多様化など、様々な面で変化しています。そのなかでもすべての親が安心して子どもを産み、親になる喜びを実感し、子どもの健やかな成長を楽しさとともに体感することが必要です。妊娠期から子育て期にかけて、伴走型の切れ目のない支援、子どもや家族を支援する体制を強化し、多様なニーズに柔軟に対応できるように取り組みます。

基本目標3 子育てを見守り支え合えるように

“おおさかさやま”のまちで子どもを産みたいと感じ、子どもたちが“おおさかさやま”のまちで生まれ育つ喜びを感じるためには、子育てを見守り、支え合う関係性や地域の力が必要です。地域における子育て力の向上を図るとともに、保護者と子どもが安心して暮らせる環境づくりや、子どもの貧困の解消に向けた対策にも取り組みます。



3-4 計画の体系図



第4章

子ども・子育て支援に関する施策の展開



4-1 子ども・子育て支援に関する施策

本計画で掲げた基本理念を実現していくため、ニーズ調査や実態調査から浮かび上がった課題の解消に向けた取組みを進めるとともに、第2期計画から実施している各施策を引き続き推進します。

現況から見られる課題

1. すべての子どもの育ちと子育てを支える総合的な支援・体制の強化

悩みを抱える家庭を支援するため、教育・保育施設等の利用の有無や家庭の状況、発育などにかかわらず、状況にあわせた支援を確実に得られるように、関係機関と連携を行いつつ、総合的な支援・体制の強化を行うことが重要です。

2. 子育て世帯のニーズの多様化に伴う教育・保育の対応

子育てに関する保護者の負担が高まる中、子育て支援へのニーズや就労形態の多様化が進んでいることから、人材の確保や育成、保育の質の向上、設備の整備など持続可能な提供体制の構築が求められています。

3. 地域ぐるみの子育ての推進

子どもや子育ての不安感や孤立感の解消のため、地域とのつながりを求める人が増えていることから、年齢や経験、考え方など様々な人々がそれぞれの持つ良さを生かしつつ、子どもや子育て家庭を見守り助け合う意識を高めながら、子どもや子育てに優しいあたたかな地域づくりができるよう支援する必要があります。

4. 子どもが安心して過ごせる環境整備

事故や犯罪が起こらない環境を整えるだけでなく、子ども自身が孤独や危険を感じることなく、安心して過ごせる場所を整備していくことが必要です。

5. 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向けた環境整備

働きながら安心して子どもを産み育てることができるよう、仕事と子育ての両立を支援する環境を整備するほか、保護者の労働意向等に合わせた情報提供、相談などに取り組むことが求められています。

6. 支援が必要な子どもの把握・対応

子どもの貧困やヤングケアラーなど、社会生活を円滑に営むうえで支援が必要な子どもの実態を把握し、経済的援助や生活支援等につなげるため、教育や福祉という既存の枠組みを越えて、子どもをまんやかに実行できる体制や制度設計を早急に考えて施策を実施していく必要があります。



基本目標Ⅰ 子どもが心豊かに育つように

基本施策 Ⅰ-Ⅰ

子どもの人権を尊重する環境づくり

(1) 子どもの人権尊重の意識づくり

1989年（平成元年）11月20日に国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」では、子どもを権利の「主体」として位置づけ、一個人として尊重される存在であると認めています。また、こども基本法では、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしており、子どもの人権を重要視しています。こうした子どもの人権尊重の意識をつくることで、子どもが自分らしく育つ環境づくりにつなげるとともに、人権の意義や内容、重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう、人権教育の充実を図ります。

●主な取組み

こども家庭センター事業
教職員人権担当者向け研修事業
人権教育・啓発・相談事業
平和事業
いじめ防止対策事業

(2) 児童虐待防止に向けた取組みの充実・強化

児童虐待の未然防止、早期発見・対応につなげるため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を推進します。また、子どもネットワーク協議会等の連携体制において、子どもや保護者に関する情報共有や支援内容の協議を行い、重層的な支援を展開します。

●主な取組み

スクリーニングシステム事業
子どもネットワーク協議会
要保護児童の救済支援
DVに関する相談事業
児童虐待防止の啓発事業
教育相談・特別教育相談・進路相談事業
ボランティアの活用による相談・支援活動事業



こんにちは赤ちゃん訪問事業
乳幼児健康診査
DV防止の啓発事業
こども家庭センター事業【再掲】

(3) 子どもに関する相談・支援体制の充実

子育てに不安や悩みを抱えた保護者が孤立することのないよう、ニーズに合った相談や支援の案内・周知を徹底するとともに、多様化、複雑化する相談に対応することで妊産婦とその家族の不安を軽減し、親子ともに健やかに生活できるよう取り組みます。

●主な取り組み

子育て世帯訪問支援事業
親子関係形成支援事業
妊婦等包括相談支援事業（助産師からのほっとアドバイス・伴走型相談支援）
オンライン妊娠出産育児相談事業
児童家庭相談
利用者支援事業
認定子育てサポーター事業
養育支援訪問事業
妊産婦・乳児訪問指導
妊産婦・乳幼児個別相談指導
プレママ・プレパパほっとカフェ
乳幼児のアトピー・アレルギー電話相談
スキンケア講習会・個別相談
母子健康手帳交付及び妊婦の支援
民生委員児童委員（主任児童委員）活動
巡回相談事業
SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）配置事業
教育支援センターフリースクールみ・ら・い
教育相談・特別教育相談・進路相談事業【再掲】
こども家庭センター事業【再掲】
こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】
乳幼児健康診査【再掲】



基本施策 1-2

乳幼児期における 質の高い教育・保育の安定的な供給

(1) 乳幼児期における教育・保育の質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。保育所、幼稚園、認定こども園では、家庭とともに基本的な生活習慣や社会性を育む教育・保育を推進します。そのため、教職員の資質向上や、子どもたち一人ひとりの状況を踏まえた対応ができるよう、幼児期の教育と児童期の教育を円滑に接続し、組織的に支える取組みを推進します。

●主な取組み

保育教諭等研修事業
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の相互の連携
保育所等における地域交流事業

(2) 教育・保育を提供する事業や環境の充実

教育・保育施設の利用状況やニーズ等を踏まえ、質の確保と安定的な提供体制の構築を進めていきます。

●主な取組み

学校園施設等の整備事業
通常保育事業
乳児保育事業
学習支援員配置事業



基本施策 1-3

豊かな人間性を培う教育の推進

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

一人ひとりの個性や意欲、能力を大切にしつつ、様々な学びや経験ができるよう、指導方法の工夫や教員の資質向上、学校教育環境の充実を図ります。また、家庭・地域と連携を図りながら、各学校において特色ある教育活動を推進します。

●主な取り組み

主体的・対話的で深い学びをめざす授業づくり
学校運営協議会
学校まるごとパック事業
読書eプラン推進事業
学力向上推進事業
キャリア教育推進事業
I C T活用推進事業
学校評価・支援事業
教職員人権担当者向け研修事業【再掲】

(2) 食育の推進

食に関する知識を学び、食を選択する力や望ましい食習慣を身につけ、正しい食生活を実践できる子どもの育成に取り組むとともに、安全・安心な学校給食の充実を図ります。

また、「大阪狭山市食育推進計画」に基づき、子どもが正しい食生活を実践できるよう、保護者等への積極的な啓発・情報提供を進めます。

●主な取り組み

食育推進事業
食育教室
妊婦に対する栄養指導
乳幼児に対する栄養指導
離乳食講習会
保育所等における食育事業
学校給食事業



(3) 思春期の心とからだの健康づくりへの支援

思春期の心とからだの健康づくりに向けて、子どもの発達段階に応じた性に関する教育や心の健康に関する相談体制の充実を図り、学校や関係機関との緊密な連携のもとで必要な取組みを推進します。

●主な取組み

乳幼児交流事業（いのちのふれあい授業）
性や命の尊厳に関する教育
S C（スクールカウンセラー）・S S W（スクールソーシャルワーカー）配置事業【再掲】

(4) 地域教育の推進

学校と地域とが共有した「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えます。

●主な取組み

地域学習推進事業
地域人材バンク登録事業
地域学校協働活動推進事業
コミュニティ・スクール推進事業

(5) 教育DXの推進

教育の質や学びの多様性の向上等をめざし、学習のあり方や教育手法、教職員の業務など、学校教育のあらゆる面において変革を行う教育D X（データやデジタル技術を活用した教育）を推進します。

●主な取組み

教育D X推進事業



基本施策 1-4

子どもの居場所づくり

(1) 多様な活動機会の充実

子どもの主体的な遊びや活動を促進するため、自然、歴史、スポーツ、レクリエーション、音楽、文化、芸術、国際理解など、多様な遊びや体験、交流ができる活動の機会を提供します。

●主な取り組み

児童育成支援拠点事業
部活動地域移行事業
文化振興事業
地域コミュニティ活動の支援
さやま元気っこ推進事業
サタデースポーツ
子ども歴史体験事業
学習支援チューター配置事業

(2) 子どもの遊びや活動を支援する環境の整備

子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な遊びや体験ができるよう、公共施設の活用のほか、地域にある施設等と連携し、身近な地域で安心して活動ができる場の整備を行います。

また、子ども一人ひとりが自分にあった居場所を持てるよう、多様な居場所を提供します。

●主な取り組み

公園・児童遊園・緑地等の整備事業
学校開放事業
子どもの居場所づくり推進事業
サタデースポーツ【再掲】

(3) 若者の健全な成育環境の整備

相談事業や情報交換、啓発、広報などを通して、若者の健全な成育環境の整備を行います。

●主な取り組み

障がい者（児）相談支援事業
青少年問題協議会



基本目標2 楽しく安心して子育てができるように

基本施策 2-1

母と子の心とからだの健康と安心の確保

(1) 健やかな妊娠と出産のための支援

健やかな妊娠と出産のため、妊娠から出産までの保健・医療の充実を図り、多機関連携を進めます。あわせて、妊産婦の不安を解消するために、両親教室の開催、個別相談・訪問指導・情報提供など、妊娠初期から切れ目のない支援を推進します。

●主な取組み

初回産科受診費用助成事業
妊婦のための支援給付
助産利用補助制度
妊婦一般健康診査
両親教室（ママパパ教室）
マタニティマークの普及
妊婦及び乳児健康診査費用助成事業
妊婦タクシー利用助成事業
産後ケア事業
産婦健康診査事業
多胎妊婦健診追加助成事業
生殖補助医療費等助成事業
新生児聴覚検査事業
母子健康手帳交付及び妊婦の支援【再掲】
オンライン妊娠出産育児相談事業【再掲】
こども家庭センター事業【再掲】



(2) 子どもの発達・発育支援と育児不安の軽減

子どもの発達・発育の支援を行うとともに、保護者の抱える育児への不安を軽減できるよう、個々の親子の状況に応じたきめ細かな対応を行います。

●主な取組み

発達障がい児等支援事業
経過観察健診
いるか教室
歯科健康診査事業
歯科健康診査フォロー事業
幼稚園等における歯科指導
予防接種事業
産前・産後サポート事業
未熟児養育医療給付対策事業
教育相談・特別教育相談・進路相談事業【再掲】
利用者支援事業【再掲】
養育支援訪問事業【再掲】
こども家庭センター事業【再掲】
乳幼児健康診査【再掲】
子育て世帯訪問支援事業【再掲】



基本施策 2-2

家庭における子育て力の向上

(1) 男女共同参画による子育ての推進

「第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」に基づき、男性の子育てへの参加促進に向けた社会環境づくりや男女共同参画に関する啓発を進めます。

また、男女共同参画推進センターを活用し、子育てにおいて男女が協力することの重要性について啓発するとともに、学習機会の提供、各種事業の実施に努めます。

●主な取組み

ジェンダー平等教育事業
男女共同参画推進事業
児童生徒向け人権教育の実施
両親教室（ママパパ教室）【再掲】

(2) 家庭教育への支援

家庭教育の力を高めるため、おおさかさやま家庭教育指針による啓発に努め、子どもの発達段階に応じた子育て・教育について親が学べる機会や親子の交流の場の提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

●主な取組み

地域子育て支援拠点事業
プレイセンター事業
保育所等における育児相談・子育て講座
保育所等における子育て支援事業
こども家庭センター事業【再掲】
児童家庭相談【再掲】
認定子育てサポーター事業【再掲】
利用者支援事業【再掲】



基本施策 2-3

子育てを支援する多様なサービスの充実

(1) 多様な保育サービスの充実

保護者の就労状況や就労意向など子育て家庭の置かれた状況や地域の実情などを十分に踏まえて、中・長期的な視点に立ち、多様なニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図ります。

●主な取り組み

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）
預かり保育事業
一時預かり事業
延長保育事業
病児・病後児保育事業
休日保育事業
保育所等における保育体験事業
乳児保育事業【再掲】
通常保育事業【再掲】

(2) 放課後児童対策の充実と環境の整備

放課後に子どもの居場所を確保するため、放課後児童会の提供体制を整備・拡充します。また、安全・安心な居場所となるよう、指導員等の質の向上を図ります。

●主な取り組み

各放課後児童会の環境整備
放課後児童会運営事業
民間放課後児童会支援事業
さやま元気っこ推進事業【再掲】



(3) 子育て・教育環境等の整備

子育てにかかる孤立感・負担感を軽減するため、大阪狭山市公共施設再配置計画等の関連計画と連携し、地域子育て支援拠点の整備等を行い、親子の交流や相談などができる体制を整えます。

また、不登校等の子どもの学びの場を提供するなど、教育環境の整備を行います。

●主な取組み

地域子育て支援拠点の整備
あそびの広場事業
教育支援センターフリースクールみ・ら・いの分室及び校内みらい設置事業
教育支援センターフリースクールみ・ら・い【再掲】
利用者支援事業【再掲】
プレイセンター事業【再掲】



基本施策 2-4

子育てを支援する相談体制及び情報提供体制の充実

(1) 相談体制の充実

保護者が子育てに関する不安や悩みをいつでも気軽に相談でき、子どもの発達段階に応じて、身近なことから専門的な内容まで幅広く対応できるよう、相談体制の充実を図ります。また、自ら相談をしづらい孤立しがちな家庭に対しては、地域や専門職等と連携しながら、訪問型の支援等を推進します。

●主な取り組み

女性のための相談事業
女性のためのよりそいホットライン事業
コミュニティソーシャルワーカー設置事業
ひとり親家庭相談（母子・父子家庭相談）
重層的支援体制整備事業
発達障がい児等支援事業【再掲】
障がい者（児）相談支援事業【再掲】
オンライン妊娠出産育児相談事業【再掲】
民生委員児童委員（主任児童委員）活動【再掲】
教育相談・特別教育相談・進路相談事業【再掲】
こども家庭センター事業【再掲】
利用者支援事業【再掲】
子育て世帯訪問支援事業【再掲】
養育支援訪問事業【再掲】
児童家庭相談【再掲】
保育所等における育児相談・子育て講座【再掲】



(2) 情報提供の充実

子育てに関する情報アプリ、市ホームページ、情報誌など、あらゆる媒体を活用して、子育てに役立つ情報や各種子育て支援サービスの情報を積極的に発信します。また、身近な地域で親同士が交流し、気軽に情報交換ができるようなあそびの広場づくりを推進します。

●主な取り組み

学校園一貫ＩＣＴサービス展開事業
広報誌、パンフレット等による情報提供
保健センターだよりの全戸配布
子育て支援ガイドブックの作成
子育て応援アプリ配信事業
オンライン妊娠出産育児相談事業【再掲】
こども家庭センター事業【再掲】
利用者支援事業【再掲】
プレイセンター事業【再掲】
認定子育てサポーター事業【再掲】

(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て世帯を地域全体で支えるために、地域のボランティアやＮＰＯ等と連携しながらネットワークを構築し、子育て世帯が地域とのつながりを実感できるよう地域における支援を充実するとともに、リスクの高い子育て世帯を早期に把握できるよう連携を充実します。

●主な取り組み

子育てボランティア、ＮＰＯ等への支援
こども家庭センター事業【再掲】
子どもネットワーク協議会【再掲】
認定子育てサポーター事業【再掲】



基本施策 2-5

配慮が必要な子どもと家庭への支援

(1) 障がいなどへの配慮が必要な子どもに対する支援

障がいや発達特性、医療的ケアの必要性など、それぞれが置かれた環境やライフステージに応じ、一人ひとりに合わせた支援ができるよう、保健、医療、福祉、教育など関係機関が相互に連携を深めつつ、障がいなどへの配慮が必要な子どもに対する支援を行います。

●主な取り組み

がん患者等医療用補正具購入費助成事業
発達障がい児等支援事業【再掲】
南河内圏域障がい児（者）歯科診療
障がい福祉サービス（介護給付）
自立支援医療（育成医療）
重度障がい児医療費助成
地域生活支援事業
補装具・日常生活用具給付等事業
障がい児通所支援
保育所等における障がい児保育事業
支援教育事業
放課後児童会での障がいなどの配慮が必要な子どもの受け入れ
「ともに学び、ともに育つ」教育
いるか教室【再掲】
障がい者（児）相談支援事業【再掲】

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、子育ての心理的・経済的負担が大きいことから、きめ細かなサービスを展開し、子育て、生活、就業等の総合的な支援を進めます。また、不安や悩みの解決につなげていくための相談体制を充実していきます。



●主な取り組み

ひとり親世帯等さやりんポイント付与事業
母子保護の実施
母子・父子自立支援プログラム策定事業
母子・父子家庭自立支援事業
ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金等の支給
ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金の支給
ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援
母子父子寡婦福祉資金の貸付
母子寡婦福祉会の活動支援
養育費の保証促進補助金
養育費に関する公正証書等作成促進補助金
保育の優先利用
放課後児童会の優先入会
児童扶養手当の支給
ひとり親家庭医療費助成
ひとり親家庭相談（母子・父子家庭相談）【再掲】

(3) 多様性理解の促進

一人ひとりの個性や違いを認め合うとともに、障がい等への理解を深め、すべての市民がお互いに良好な関係を築いていけるよう、多様性への理解を養う取り組みを進めていきます。

●主な取り組み

障がい者理解促進事業
学校教育自立支援通訳事業
教育相談・特別教育相談・進路相談事業【再掲】
人権教育・啓発・相談事業【再掲】
教職員人権担当者向け研修事業【再掲】



基本目標3 子どもを見守り支え合えるように

基本施策 3-1

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

(1) 多様な働き方への支援

保護者の就労意向の状況などを踏まえ、子育てをしながら社会参加ができるよう、就業に関する相談や就業能力の習得の場の提供など、きめ細かな支援を行います。あわせて、就学前児童の保護者が産前・産後の休業や育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう、情報提供や相談支援を進めていきます。

●主な取り組み

労働相談
能力開発のためのセミナーの開催、就業に関する情報提供、相談
男女共同参画推進事業【再掲】
乳児保育事業【再掲】
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【再掲】
利用者支援事業【再掲】
預かり保育事業【再掲】
一時預かり事業【再掲】
延長保育事業【再掲】
病児・病後児保育事業【再掲】
休日保育事業【再掲】
乳児保育事業【再掲】
保育の優先利用【再掲】



(2) ワーク・ライフ・バランスのための職場環境づくり

男女がともに子育てなどの生活と両立しながら働くことができる就労環境づくりを推進します。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識を醸成し、企業や事業所に対して理解と協力を求めるような啓発活動を進めます。

●主な取組み

仕事と家庭の両立のための広報、啓発
広報誌、パンフレット等による情報提供【再掲】
労働相談【再掲】
男女共同参画推進事業【再掲】



基本施策 3-2

地域一体となって子育てを支援する環境づくり

(1) 地域との協働による子育て支援の推進

地域一体となって、子どもや子育て家庭を見守り支え合う環境づくりのため、地域住民による見守りネットワークの構築・強化を図ります。また、子育て中の親子とのつながりを求めるニーズに対応し、子育て世帯が中心となって行う活動や地域における自主的な活動を支援し、あわせて活動の場の整備を進めます。

●主な取り組み

社会教育関係団体等の活動支援
子育てサークルの育成・支援事業
子ども・子育て支援事業計画の周知
小地域ネットワーク活動推進事業
地域子育て支援拠点事業【再掲】
プレイセンター事業【再掲】
認定子育てサポーター事業【再掲】
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【再掲】
民生委員児童委員（主任児童委員）活動【再掲】
保育所等における地域交流事業【再掲】
保育所等における子育て支援事業【再掲】
子どもの居場所づくり推進事業【再掲】
地域学習推進事業【再掲】

(2) 世代間交流の促進

大人と子どものふれあいを通して、社会性や規律を身につけるとともに、新たな学びを得ながらあらゆる世代の人とのつながりが深められるよう、世代を超えて交流できる活動を推進します。

●主な取り組み

子育て支援・世代間交流センター事業
「こどもまんなか社会」推進事業



基本施策 3-3

親子が安心して暮らせる環境づくり

(1) 子どもにやさしい安全・安心な環境づくり

子どもが安心して生活できるよう、防犯設備の設置や安全な道路の整備とともに、地域での見守り活動や交通安全意識を高める取組みを推進します。あわせて、青少年が犯罪に巻き込まれないように、健全育成に向けた取組みを推進するなど、子どもや青少年の視点に立った、安全で安心な環境づくりを進めます。

●主な取組み

学校等備蓄推奨事業
災害備蓄物資
赤ちゃんの駅設置推進事業
交通安全対策事業
通学路交通安全プログラム事業
地域防犯活動
安全安心スクール
赤ちゃんを守る防災 MEMO 作成・配布事業
市内幼稚園等おもむつ回収・廃棄事業
登下校の安全の確保事業
青少年指導員会活動
学校園一貫 I C T サービス展開事業【再掲】

(2) 小児医療の充実

子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、子どもの医療費を助成するとともに、子どもの急な発病に対応するため、近隣市や医師会などとの連携を図りながら、小児医療体制の充実を図ります。

●主な取組み

小児休日・夜間救急医療
周産期・小児医療に関する情報提供
救急安心センター事業
かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の啓発
子ども医療費助成
南河内圏域障がい児（者）歯科診療【再掲】



(3) 子育てに関する経済的支援の充実

家庭の実情に応じ、医療費や教育費をはじめとする子育てに関する経済的な支援の充実に努めます。また、必要な家庭への支援が行えるよう、情報提供に努めるとともに、円滑かつ適正な給付方法の検討を進めます。

●主な取組み

学校給食費無償化事業
給食費物価高騰対策事業
就学援助事業
子ども・子育て支援給付における利用者負担額の軽減
子ども医療費助成【再掲】
妊産婦タクシー利用助成事業【再掲】
多胎妊婦健診追加助成事業【再掲】



基本施策 3-4

こどもの貧困の解消におけた対策の充実

(1) 教育支援

貧困の連鎖を断ち切り、子ども一人ひとりの「社会を生き抜く力」を伸ばしていくため、学ぶ意欲・態度を育むことを大切にしながら、日々の教育活動を通して、子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく事業を推進します。

●主な取組み

生活困窮世帯の子どもの学習支援事業
スクリーニングシステム事業【再掲】
学力向上推進事業【再掲】
教育相談・特別教育相談・進路相談事業【再掲】
学校教育自立支援通訳事業【再掲】
学習支援チューター配置事業【再掲】

(2) 生活支援

経済的な問題や保護者の障がいや疾病等の困難を抱えるすべての子どもが健やかに成長し、社会的自立ができるよう、生活習慣の形成支援や相談支援、訪問による子育ての援助活動や子どもの居場所づくりなどにより生活への支援を行います。

●主な取組み

ヤングケアラー支援事業
児童育成支援拠点事業【再掲】
養育支援訪問事業【再掲】
産前・産後サポート事業【再掲】
産後ケア事業【再掲】
子どもの居場所づくり推進事業【再掲】
こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】



(3) 保護者の就労・社会的自立に向けた支援

安心して子どもを育てる環境づくりを進めるため、生活が困難な状態にある世帯に対して、情報提供の充実や就労支援など、職業生活の安定と向上に資する支援の充実を図ります。

●主な取り組み

能力開発のためのセミナーの開催、就業に関する情報提供、相談【再掲】
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【再掲】
母子・父子自立支援プログラム策定事業【再掲】
ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金等の支給【再掲】
ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金の支給【再掲】
ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援【再掲】

(4) 経済的支援

経済的に困窮し、生活を維持することが困難な家庭に対し、幅広い分野の制度、施策・事業を活用できるよう周知に努めるとともに、経済的支援を推進します。

●主な取り組み

生活保護制度による教育扶助
生活保護制度による高等学校就学者に対する生業扶助
生活保護制度による高校卒業後に大学等へ進学する者及び就職し自立する者に対する進学・就職準備給付金
放課後児童会保護者負担金の減免
一時預かり保育料の減免
子ども・子育て支援給付における利用者負担額の軽減【再掲】
就学援助事業【再掲】
ひとり親世帯等さやりんポイント付与事業【再掲】
児童扶養手当の支給【再掲】
母子父子寡婦福祉資金の貸付【再掲】
養育費の保証促進補助金【再掲】
養育費に関する公正証書等作成促進補助金【再掲】
初回産科受診費用助成事業【再掲】
子ども医療費助成【再掲】
ひとり親家庭医療費助成【再掲】

第5章

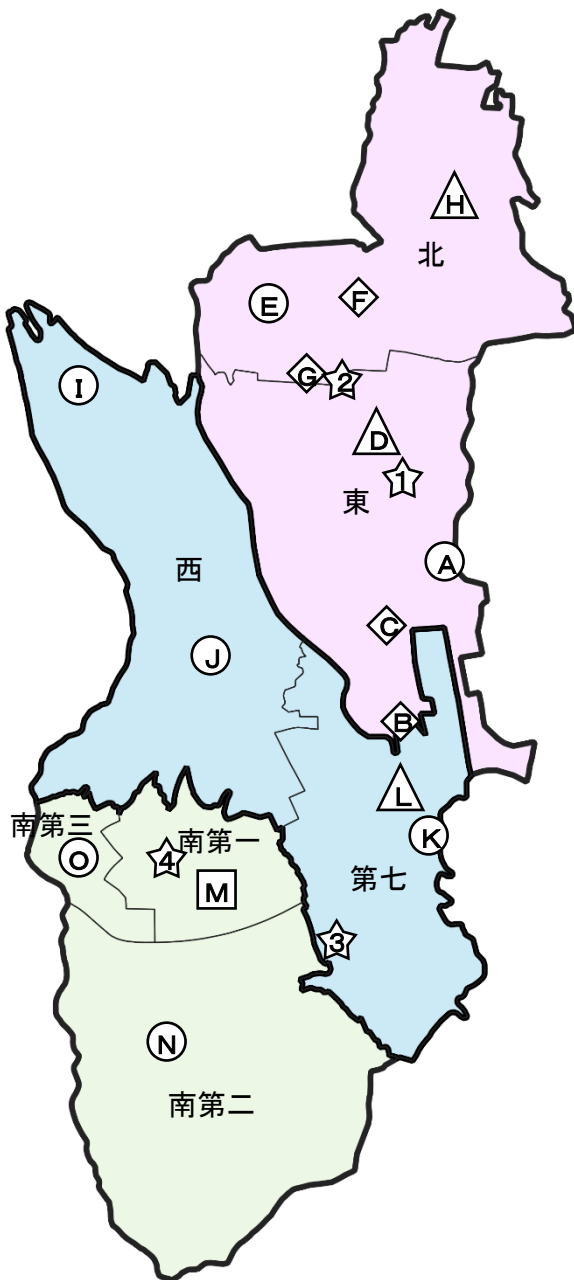
教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制



5-1 教育・保育施設、地域子育て支援拠点の分布状況

「子ども・子育て支援法」第61条第2項では、市町村が地理的条件、人口、交通事業、その他の社会的条件、教育・保育を設定するための施設の整備の状況、その他の状況を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定するとされており、本市では、市全体を1つの区域として設定します。現在本市には、教育・保育施設は保育所（保育園）、認定こども園、幼稚園、小規模保育施設の計15施設、地域における子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点は計4か所あります。

教育・保育施設の分布状況



教育・保育施設

中学校区	小学校区	施設名
狭山	東	A：きりりこども園
		B：花梨つばさ保育園
		C：夢の実保育園
		D：東幼稚園
	北	E：池尻ななこども園
		F：ルンビニ保育園
		G：池尻保育園
		H：東野幼稚園
第三	西	I：山本こども園
		J：大谷さやまこども園
	第七	K：つぼみこども園
		L：半田幼稚園
南	南第一	M：西山台くじら小規模保育園
	南第二	N：大野台こども園
	南第三	O：市立こども園

地域子育て支援拠点

中学校区	小学校区	拠点名
狭山	東	1：子育て支援・世代間交流センター“UP っぶ”
	北	2：地域子育て支援センター わんぱくプラザ
第三	第七	3：子育てひろば くみのき
南	南第一	4：子育て支援センター “ぽっぽえん”

○認定こども園(7施設) ◇保育園(4施設)
 △幼稚園(3施設) □小規模保育施設(1施設)
 ☆地域子育て支援拠点(4か所)

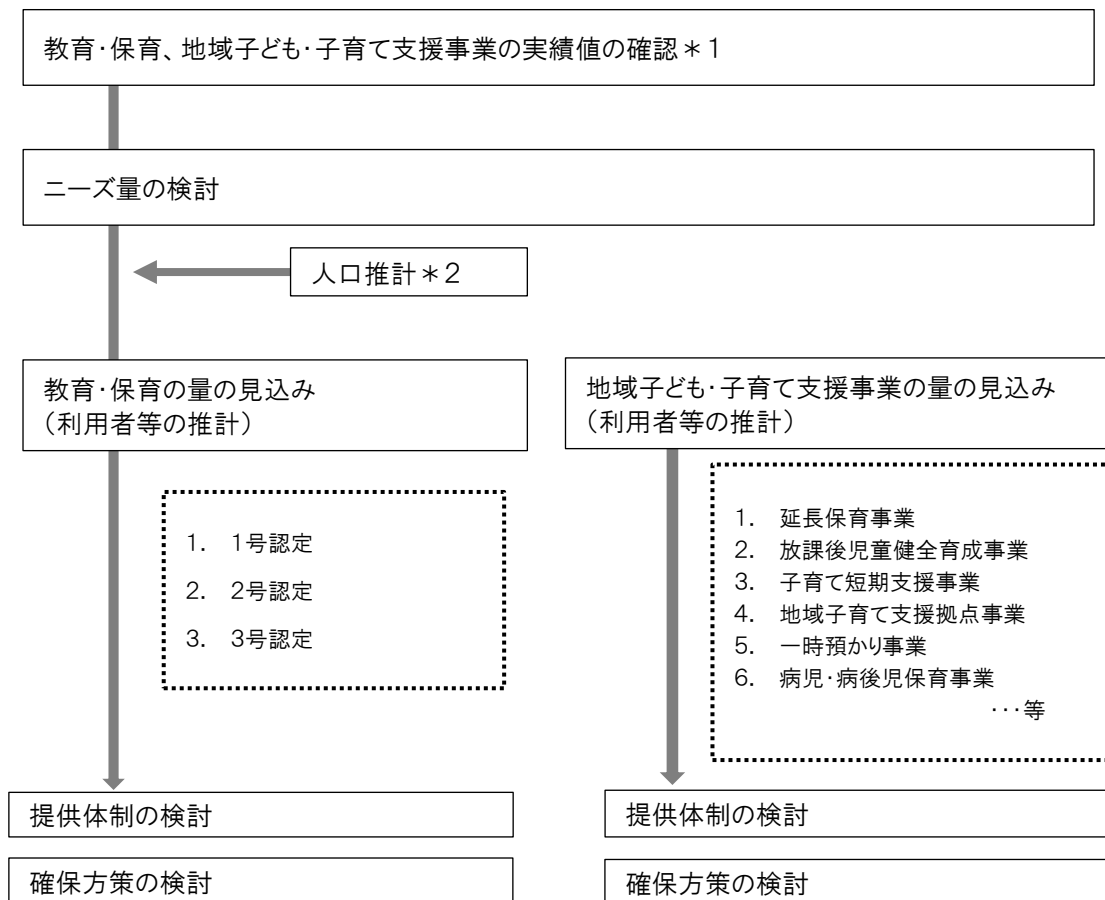


5-2 子育て支援に関する量の見込みの推計方法等について

1. 推計の方法について

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、実情を踏まえた推計を行う観点から、「人口推計」「実績値」「ニーズ量」の3つの数字を基礎に、事業の特徴などを勘案して算出しました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー



* 1 実績値について：事業の特性や状況に応じて、第2期子ども子育て支援事業計画の実施期間（令和2（2020年）～6年（2024年））における実績値を活用しています。なお、令和6年度に関しては、計画策定中の期間のため見込値となっています。また、令和2（2020年）～4年（2022年）に、新型コロナウイルスの影響などもあったことも勘案して活用しています。

* 2 人口推計について：人口推計は「コーホート変化率法」を用いています。コーホートとは、同じ年または期間に生まれた人々の集団をさします。コーホート変化率法は、過去の実績人口の変化から求めた変化率を用いて推計を行う手法です。なお、今回の推計値算出にあたっては、令和4（2022年）～6年（2024年）の4月1日時点の各年の住民基本台帳のデータを活用しています。また、大規模開発（マンション等の開発）による影響を加味して数値調整を行っております。



5-3 人口推計（推計児童数の算出）

令和2年（2020年）から令和6年（2024年）の児童数を踏まえた令和7年（2025年）から令和11年（2029年）の児童数の推計値は以下のようになっています。

単位：人

実績値		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
就学前児童	0歳	484	412	461	412	380
	1歳	466	529	438	482	448
	2歳	526	486	543	462	493
	3歳	549	540	504	557	468
	4歳	564	556	558	510	562
	5歳	565	567	559	555	523
	合計	3,154	3,090	3,063	2,978	2,874
就学児童	6歳	523	581	581	558	562
	7歳	531	520	587	571	561
	8歳	522	535	517	588	572
	9歳	550	524	539	519	591
	10歳	599	551	530	537	528
	11歳	561	601	550	526	541
	合計	3,286	3,312	3,304	3,299	3,355

資料：大阪狭山市「住民基本台帳」各年3月31日現在

単位：人

推計値		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
就学前児童	0歳	412	446	437	448	421
	1歳	424	427	446	437	448
	2歳	433	439	427	446	437
	3歳	498	448	439	427	446
	4歳	478	513	448	439	427
	5歳	573	493	513	448	439
	合計	2,818	2,766	2,710	2,645	2,618
就学児童	6歳	524	582	494	514	449
	7歳	567	528	582	494	514
	8歳	559	569	528	582	494
	9歳	566	558	569	528	582
	10歳	580	565	558	569	528
	11歳	519	579	565	558	569
	合計	3,315	3,381	3,296	3,245	3,136



5-4 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保方策

1. 認定区分について

幼稚園、認定こども園、保育所（保育園）、小規模保育施設の利用を希望する子どものうち、年齢や教育の希望の有無、保育が必要な事由により、3つの認定区分を設けています。

認定区分	定 義	主な利用施設
1号認定	満3歳以上の教育認定。満3歳以上で教育を希望する場合。	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育認定。満3歳以上で「保育の必要な事由」*1に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。	保育所（保育園） 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育認定。満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。	保育所（保育園） 認定こども園 小規模保育施設*2

*1 「保育の必要な事由」とは、①就労、②妊娠・出産、③保護者の疾病・障がい、④同居又は長期入院等している親族の介護・看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれがあること、⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他①から⑨に類する状態として市が認める場合を言います。

*2 3号認定の子どものうち、小規模保育施設を利用する子どもが3歳の誕生日を迎えた場合、認定区分は2号認定になりますが、引き続き3歳の誕生日後の年度末まで小規模保育施設を利用することができます。



2. 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 1号認定（教育利用）

幼稚園・認定こども園の利用を希望する満3歳以上の児童で、教育を希望する「1号認定」の利用状況（量の見込み）を把握し、提供体制を整備します。

1号認定（教育利用）の利用状況

単位：人

実績値	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①利用者の実績	858	734	673	697	619
②提供体制（実績）	1,149	1,100	1,048	1,065	1,025
特定教育・保育施設	802	931	904	890	888
市内	675	747	747	747	747
市外	127	184	157	143	141
確認を受けない幼稚園（市外）※	347	169	144	175	137
②－①	291	366	375	368	406

各年4月1日現在

* 確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受けない（子ども・子育て支援新制度に移行していない）施設です。

1号認定（教育利用）の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①利用者の推計	591	526	478	423	396
②提供体制	1,025	1,025	1,025	1,025	575
特定教育・保育施設	940	940	940	940	490
市内	747	747	747	747	297
市外	193	193	193	193	193
確認を受けない幼稚園（市外）	85	85	85	85	85
②－①	434	499	547	602	179



確保方策	利用者の推計に対して提供体制が過大となっているため、今後は利用者のニーズに応じて、市立幼稚園、市立こども園の再編・統合を進めていくとともに、教育・保育の質をさらに高める取組みを推進していきます。
------	--



(2) 2号認定・3号認定（保育利用）

保育所・認定こども園等の利用を希望し、保育を必要とする満3歳以上の児童の「2号認定」、満3歳未満の児童の「3号認定」の利用状況（量の見込み）を把握し、提供体制を整備します。

2号認定・3号認定（保育利用）の利用状況

単位：人

実績値	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①利用者の実績	1,354	1,381	1,447	1,493	1,568
2号認定	773	830	853	906	922
3号認定	581	551	594	587	646
0歳	97	81	83	64	77
1歳	227	232	208	259	265
2歳	257	238	303	264	304
②提供体制（実績）	1,261	1,326	1,346	1,446	1,445
特定教育・保育施設	1,248	1,310	1,310	1,414	1,422
市内	1,211	1,227	1,227	1,327	1,327
市外	37	83	83	87	95
特定地域型保育事業	13	16	36	32	23
②－①	▲93	▲55	▲101	▲47	▲123

各年4月1日現在

2号認定・3号認定（保育利用）の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①利用者の推計	1,575	1,554	1,579	1,568	1,600
2号認定	958	928	922	891	916
3号認定	617	626	657	677	684
0歳	66	68	69	70	69
1歳	256	267	273	282	285
2歳	295	308	315	325	330
②提供体制	1,445	1,445	1,445	1,445	1,449
特定教育・保育施設	1,422	1,422	1,422	1,422	1,426
市内	1,327	1,327	1,327	1,327	1,331
市外	95	95	95	95	95
特定地域型保育事業	23	23	23	23	23
②－①	▲130	▲109	▲134	▲123	▲151



確保方策	利用者の推計に対して提供体制が下回るため、新たな民間施設の整備や既存施設の定員の見直し、拡充等による定員の拡大について検討を進めます。
------	---



5-5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

1. 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言等のほか、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

利用者支援事業の利用状況

単位：か所

実績値	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①必要事業数の実績	3	3	3	3	3
②提供体制（実績）	3	3	3	3	3
基本型	2	2	2	2	2
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

令和6年度は見込値

* 令和6年度(2024年度)から「母子保健型」は「こども家庭センター型」に移行

利用者支援事業の必要事業数の推計と提供体制

単位：か所

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①必要事業数の推計	3	3	3	3	4
②提供体制	3	3	3	3	4
利用者支援事業	3	3	3	3	4
基本型	2	2	2	2	3
基本型のうち、地域子育て相談機関を併設	0	0	0	0	2
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0



確保方策	【基本型】 ぽっぽえん、UPっぷや新たに設置する地域子育て支援拠点において、保育・子育てコンシェルジュを配置し、個々のニーズに合った相談・助言のさらなる充実を図ります。 【こども家庭センター型】 「母子保健」と「児童福祉」の両機能が連携して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない一体的な相談支援を行います。
------	--



2. 延長保育事業（時間外保育）

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外で、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

延長保育事業（時間外保育事業）の利用状況

単位：人・か所

実績値		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①利用者実績		699	611	614	603	609
提供体制	②人数	598	606	599	597	583
	施設数	10	10	11	12	11
②－①		▲101	▲5	▲15	▲6	▲26

令和6年度は見込値

延長保育事業（時間外保育事業）の利用者推計と提供体制

単位：人・か所

推計値		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①利用者推計		629	617	604	590	584
提供体制	②人数	629	617	604	590	584
	施設数	12	12	12	12	12
②－①		0	0	0	0	0



確保方策	認定こども園、保育所等における実利用人数分の提供が可能であるため、引き続きすべての施設で実施することで提供体制を確保します。
------	--



3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。本市では、放課後児童会が該当します。

放課後児童健全育成事業（放課後児童会）の利用状況

単位：人・か所

実績値		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①利用者実績（人数）		811	840	842	886	943
	1年生	270	273	265	274	295
	2年生	210	235	234	249	253
	3年生	162	170	180	199	216
	4年生	106	98	107	105	116
	5年生	42	44	31	50	46
	6年生	21	20	25	9	17
提供体制	②人数	852	882	882	882	934
	施設数	9	10	10	10	11
②－①		41	42	40	▲4	▲9

施設数は民間事業所を含む 各年4月1日時点

放課後児童健全育成事業（放課後児童会）の利用者推計と提供体制

単位：人・か所

推計値		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①利用者推計		1,037	1,127	1,156	1,209	1,199
	1年生	256	304	274	301	277
	2年生	277	274	322	289	318
	3年生	274	296	291	341	305
	4年生	78	83	90	88	103
	5年生	80	84	89	96	94
	6年生	72	86	90	94	102
提供体制	②人数	1,044	1,044	1,114	1,144	1,204
	施設数	12	12	13	13	13
②－①		7	▲83	▲42	▲65	5



確保方策	放課後児童会の利用者は今後も増加していくため、再編・統合後の市立幼稚園の活用や民間の協力も得ながら、引き続き提供体制の確保に努めます。
------	---



4. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となっている児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用状況

単位：人・か所

実績値	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①利用者実績（人数）	0	0	0	3	8
②提供体制（人数）	45	45	45	45	45
②－①	45	45	45	42	37

令和6年度は見込値

一人あたり複数回利用含む

子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用者推計と提供体制

単位：人・か所

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①利用者推計（人数）	20	20	20	20	20
提供体制	②述べ人数	75	75	75	75
	施設数	4	4	4	4
②－①	55	55	55	55	55

一人あたり複数回利用含む



確保方策	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急に保護を必要とする場合等において、児童福祉施設による養育・保護を行います。
------	--



5. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談支援、養育環境の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の利用状況

単位：人

実績値	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①利用者総数（人数）	408	463	405	402	420
②提供体制（人数）	500	480	480	480	480
②－①	92	17	75	78	60

令和6年度は見込値

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①利用者推計（人数）	412	446	437	448	421
②提供体制（人数）	480	480	480	480	480
②－①	68	34	43	32	59



確保方策	引き続き、助産師や保健師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談支援、養育環境等の把握を行います。
------	--



6. 養育支援訪問事業

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業の利用状況

単位：人

実績値	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①総使用者数	1	5	14	9	10
②提供体制（人数）	9	10	10	10	10
②－①	8	5	▲4	1	0

令和6年度は見込値

養育支援訪問事業の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総使用者推計	10	10	10	10	10
②提供体制（人数）	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0



確保方策	安定的な提供体制を維持しつつ、事業を行ううえで必要な知識の幅を一層広げ、他の関係機関との連携のもと事業の充実を図ります。
------	--



7. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設けて、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の利用状況

単位：人・か所

実績値	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①総利用者数	24,850	24,395	29,631	32,126	35,000
②実施か所数	4	4	4	4	4

令和6年度は見込値

一人あたり複数回利用含む

地域子育て支援拠点事業の利用者推計と提供体制

単位：人・か所

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総利用者推計	40,000	40,000	40,000	40,000	50,000
②実施か所数	4	4	4	4	5
地域子育て支援拠点事業	4	4	4	4	5
その他	0	0	0	0	0

一人あたり複数回利用含む



確保方策	乳幼児に安全・安心な遊び場を提供し、乳幼児や保護者同士の交流、子育て講座、気軽に相談できる場所を提供します。また、新たな子育て支援拠点を設けることで、より地域に密着した子育て支援の充実を図ります。
------	--



8. 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等により一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■「幼稚園・認定こども園（教育利用）在園児を対象とした預かり保育」

一時預かり事業の利用状況

単位：人・か所

実績値		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①利用者数（人数）		11,759	12,087	12,611	14,555	13,084
提供体制	②延べ人数	13,359	13,544	13,383	13,277	12,697
	施設数	8	10	10	10	10
②－①		1,600	1,457	772	▲1,278	▲387

令和6年度は見込値

一人あたり複数回利用含む

一時預かり事業の利用者推計と提供体制

単位：人・か所

推計値		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①利用者推計（人数）		13,019	12,212	11,748	11,020	10,998
提供体制	②延べ人数	13,019	12,212	11,748	11,020	10,998
	施設数	10	10	10	10	7
②－①		0	0	0	0	0

一人あたり複数回利用含む



確保方策	市内すべての認定こども園・幼稚園と連携して提供体制を整備します。
------	----------------------------------



■「幼稚園・認定こども園（教育利用）在園児を対象とした預かり保育」以外の

一時預かり事業

一時預かり事業の利用状況

単位：人

実績値	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①総利用者数	2,569	2,180	2,787	1,704	2,132
②提供体制	3,790	3,731	3,713	3,671	3,667
保育所実施分	2,328	2,269	2,251	2,226	2,223
その他施設分	1,462	1,462	1,462	1,445	1,444
②－①	1,221	1,551	926	1,967	1,535

令和6年度は見込値

一人あたり複数回利用含む

一時預かり事業の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総利用者推計	2,379	2,339	2,296	2,248	2,227
②提供体制	2,379	2,339	2,296	2,248	2,227
保育所実施分	1,268	1,244	1,218	1,188	1,175
その他施設分	1,111	1,095	1,078	1,060	1,052
②－①	0	0	0	0	0

一人あたり複数回利用含む



確保方策	市内すべての認定こども園・保育所等と連携して提供体制を整備します。
------	-----------------------------------



9. 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

病児・病後児保育事業の利用状況

単位：人

実績値	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①総利用者数	4	9	5	12	9
②提供体制（人数）	50	50	50	50	50
②－①	46	41	45	38	41

令和6年度は見込値

病児・病後児保育事業の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総利用者推計	20	20	20	20	20
②提供体制（人数）	20	20	20	20	20
②－①	0	0	0	0	0



確保方策	病児・病後児保育については、現在、病後児保育施設1か所により実施しています。また、病児保育については、引き続き、関係機関との連携のもと、病状変化に対応できる体制を整備できるよう努めます。
------	--



10. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦（夫）等を会員とした、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用状況

単位：人

実績値	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①総利用者数	99	189	177	174	180
②提供体制（人数）	150	150	150	200	200
②－①	51	▲39	▲27	26	20

令和6年度は見込値

一人あたり複数回利用含む

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総利用者推計	200	200	200	200	200
②提供体制（人数）	200	200	200	200	200
②－①	0	0	0	0	0

一人あたり複数回利用含む



確保方策	依頼会員（援助を希望する者）と提供会員（援助を行いたい者）とのマッチング 機会の充実を図るとともに、子育ての相互援助をさらに進めるための市民への周 知に努めます。
------	---



11. 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中において必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査の利用状況

単位：人

実績値	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
①総利用者数	5,375	5,433	5,093	4,565	4,500
②提供体制（人数）	6,100	6,000	6,000	6,000	6,000
②－①	725	567	907	1,435	1,500

令和6年度は見込値

一人あたり複数回利用含む

妊婦健康診査の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総利用者推計	5,768	6,244	6,118	6,272	5,894
②提供体制（人数）	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
②－①	532	56	182	28	406

一人あたり複数回利用含む



確保方策	妊婦が心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査費の助成を継続して実施します。
------	---------------------------------------



12. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労の有無を問わず、時間単位で保育所等に子どもを預けることができる子育て支援制度です。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用者推計と提供体制

単位：人・日

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総利用者推計		444	432	408	360
②提供体制（人数）		444	432	408	360
②－①		0	0	0	0

令和8年度から実施
一人あたり複数回利用含む



確保方策	令和8年度(2026年度)から市立幼稚園の空き教室を活用して事業を開始します。また、民間保育所等と連携のもと、実施場所の拡大に努めます。
------	--

13. 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、子育て家庭を支援します。

子育て世帯訪問支援事業の利用者推計と提供体制

単位：人・日

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総利用者推計	178	182	181	183	180
②提供体制（人数）	192	192	192	192	192
②－①	14	10	11	9	12

一人あたり複数回利用含む



確保方策	支援を適切に行うことができる訪問支援員の確保に努め、子育て世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。
------	--



14. 児童育成支援拠点事業

児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や相談支援等を行います。

児童育成支援拠点事業の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総利用者推計	20	20	20	20	20
②提供体制（人数）	0	20	20	20	20
②－①	▲ 20	0	0	0	0

一人あたり複数回利用含む



確保方策	児童の状況に応じた支援を包括的に提供し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。
------	---

15. 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

親子関係形成支援事業の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総利用者推計	10	10	10	10	10
②提供体制（人数）	0	10	10	10	10
②－①	▲ 10	0	0	0	0

一人あたり複数回利用含む



確保方策	子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、良好な親子関係を築くための支援を行います。
------	---



16. 妊婦等包括相談支援事業（助産師からのほっとアドバイス・伴走型相談支援）

妊婦等に対して面談を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談などを行います。

妊婦等包括相談支援事業（助産師からのほっとアドバイス・伴走型相談支援）の 利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総利用者推計	1,050	1,052	1,125	1,158	1,077
②提供体制（人数）	1,050	1,060	1,130	1,160	1,080
②－①	0	8	5	2	3

一人あたり複数回利用含む



確保方策	現在、実施している「助産師からのほっとアドバイス」及び「伴走型相談支援事業」を整理し、妊婦やその配偶者等に対して情報提供や相談等を行います。
------	--

17. 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポート等の支援を行います。

産後ケア事業の利用者推計と提供体制

単位：人・日

推計値	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
①総利用者推計	198	227	236	255	240
②提供体制（人数）	200	230	240	260	250
②－①	2	3	4	5	10

一人あたり複数回利用含む



確保方策	支援を適切に行うことができる助産師や病院、助産所などの委託先の確保に努め、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を実施します。
------	---

第6章

計画の推進に向けて



6-1 計画の推進に向けた体制等について

1. 計画の推進体制

子ども・子育てに関する国の最新動向、関連計画の策定動向等を速やかに把握するとともに、国、大阪府、近隣市町村とも連携しつつ、子ども・子育て支援を全庁的な取り組みとして推進します。そのために、庁内の福祉・保健・医療・教育・生活など関連部局間との横断的な連携・調整を図りながら、各年度における施策・事業の進捗状況の確認、改善を進めます。

2. 計画の公表及び周知

本計画について、広報誌、市ホームページ、子育て応援アプリ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用することにより、広く周知されるよう努めます。

3. 計画の進行管理及び評価の体制

本計画の進行管理及び評価の体制については、公募による市民、子どもの保護者、学識経験者、児童の健全育成を目的とする団体の代表、保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援事業の関係者で構成する「大阪狭山市子ども・子育て協議会」において、計画に基づく施策・事業の実施状況等についての点検や評価を毎年実施します。

その結果を踏まえ、事業の継続や拡充、必要な取り組みの追加等の改善策を検討し、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)というPDCAサイクルにより計画を推進します。施策・事業の実施状況と評価については、市ホームページ等を通じて公表します。

資料編



Ⅰ 大阪狭山市子ども・子育て協議会条例

平成 25 年（2013 年）3 月 27 日 条例第 20 号

（設置等）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、市長及び市教育委員会（以下「委員会」という。）の附属機関として大阪狭山市子ども・子育て協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営については、この条例に定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども・子育て支援 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。
- (2) 特定教育・保育施設 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (3) 特定地域型保育事業 法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育を行う事業をいう。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画 法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関し意見を述べ、又は調査審議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（組織）

第 4 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長及び委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 児童の健全育成を目的とする団体の代表
- (5) その他市長又は委員会が必要と認める者

（任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 6 条 協議会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局こども政策部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に行われる協議会の会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長及び委員会が行う。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

3 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

附則(平成28年3月28日条例第13号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月20日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



2 大阪狭山市子ども・子育て協議会委員名簿

◎会長 ○副会長 敬称略

区分	機関及び団体名	氏名
学識経験者	大学教授等	◎地下 まゆみ
一般市民	公募の市民	貝原 有希子
		大畑 恵美
		御所 由佳
	市内保育所・幼稚園・認定こども園の保護者	上谷 真智子
		前田 真衣
児童の健全育成を 目的とする団体の 代表	大阪狭山市民生委員・児童委員協議会代表	瀬尾 しほり
	大阪狭山市青少年指導員会代表	松本 節子
子ども・子育て支援 に関する事業に従 事する者	市内民間保育所・幼稚園・認定こども園代表	○吉川 竜平
		小栗 真由美
		前田 敦史
		岡 みゆき
	子育て支援事業関係者代表	森山 剛
		村田 信代

(令和6年(2024年)6月1日現在)



3 大阪狭山市子ども・子育て協議会の審議経過

【令和5年度(2023 年度)】

開催日	内容	
令和5年 (2023 年) 8月 23 日	第1回	・子ども・子育て支援事業計画に係る令和4年度の事業実績について ・子育て支援事業計画に係る令和5年度の新規事業について ・子ども・子育て支援事業計画における令和4年度実績報告書について ・第3期計画について
令和6年 (2024 年) 1月 24 日	第2回	・子ども・子育て支援事業計画に係る「子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査」について ・子ども・子育て支援事業計画に係る令和5年度事業の進捗状況について ・「子どもの生活に関する実態調査」の単純集計結果について

【令和6年度】

開催日	内容	
令和6年 (2024 年) 9月 27 日	第1回	・子ども・子育て支援事業計画に係る令和5年度事業の実績評価と令和6年度新規事業について ・「子どもの生活に関する実態調査」の結果報告について ・「子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査」の結果報告について ・第3期計画の素案について(第1章～第3章)
令和6年 (2024 年) 12 月2日	第2回	・第3期計画の素案について(全体) ・第3期計画の素案に対するパブリックコメントの実施について ・学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針について ・令和5年度事業の評価について



4 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画策定経過

【令和5年度】

時期	内容
令和5年 (2023 年) 8月 29 日～ 9月 15 日	子どもの生活に関する実態調査の実施 対象:市内公立小・中学校に在籍する小学5年生の子ども及びその保護者、 中学2年生の子ども及びその保護者 全 1,059 世帯
令和5年 (2023 年) 9月 28 日	第1回大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議 *
令和6年 (2024 年) 3月 27 日	第2回大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議
令和6年 (2024 年) 2月 22 日～ 3月 14 日	子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査の実施 対象:就学前児童、就学児童のいる各 1,000 世帯

【令和6年度】

時期	内容
令和6年 (2024 年) 8月 28 日	第1回大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議
令和6年 (2024 年) 11 月 25 日	第2回大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議

* 子ども・子育て支援事業計画推進本部会議とは、市長を本部長とする幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために設置した横断的な庁内組織です。

第3期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画

(さやまっ子のびのびプラン)

【発行年月】

令和7年(2025年)3月

【発行】

大阪狭山市 子ども政策部 子ども家庭支援グループ

〒589-8501

大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1

TEL 072-366-0011 (代表) FAX 072-367-1254